

竜王町公共施設等総合管理計画

令和4年3月改訂

竜王町

はじめに

本町の概要

本町は、昭和 30（1955）年 4 月 29 日に苗村・鏡山村が合併して誕生した人口約 1 万 2 千人の町で、滋賀県の東南部湖東平野に位置しています。

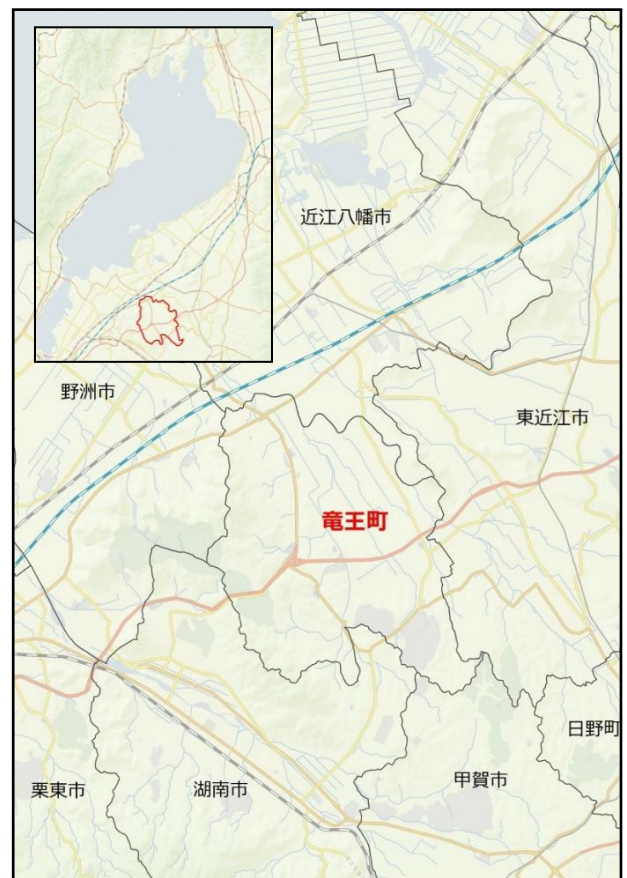
総面積は 44.55km²で、その 30%を占める水田からは良質な近江米が生産される農業のまちとして、また、埋蔵文化財や史跡・社寺等、歴史的遺産が豊富に存在するまちとしても知られています。さらに、日本三大和牛である「近江牛」の故郷でもあり、肉質・味ともに研さんを重ねてきた結果、全国的なブランドへと発展し、県下でもトップクラスの出荷数を誇ります。

地形は、西に鏡山（標高 385m）、東に雪野山（標高 309m）に挟まれた平地部を、日野川とその支流である善光寺川、祖父川、惣四郎川が貫流し、町南部は隣接する東近江市、甲賀市、湖南市とまたがる形で丘陵地が形成されています。

町内には、中央部を東西に横断する名神高速道路の竜王インターチェンジがあり、交通の利便性を活かした工業等も活発であり、自動車産業をはじめ、繊維・樹脂等の工業面においても発展しています。さらに、平成 26（2014）年から分譲を開始した滋賀竜王工業団地は、令和 3（2021）年 7 月をもって全区画が完売し、新たな産業拠点として、雇用の創出や経済振興が期待されます。

また、豊かな自然環境を活かした「環境共生型アウトレットモール」をコンセプトとして平成 22（2010）年に開業した大型商業施設は、平成 25（2013）年に増設されて日本最大級となり、滋賀県内はもとより他県からも多くの来客者が訪れています。今後は、「“若者も暮らしたい 希望かなえる輝竜の郷”～心弾む新時代へのチャレンジ～」を将来像とする第六次竜王町総合計画に基づき、“豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり”、“みんなが安全に安心して暮らせるまちづくり”、“地域を活かす持続可能なまちづくり”、“協働によるまちづくり”を進めていきます。

また、本町では 利便性が高く多様な交流を育む中心核を整備するとともに、既存の集落・団地を維持しつつ、中心核と集落・団地を結ぶ交通、道路、情報のネットワークを構築することにより町全体のバランスの取れた発展をめざす竜王町コンパクトシティ化構想の実現に向け取り組んでいます。



竜王町公共施設等総合管理計画 目次

はじめに.....	- 1 -
本町の概要	- 1 -
第1章 計画策定の背景.....	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画改訂履歴	3
第4節 対象施設.....	3
第2章 公共施設等の現況および将来の見通し.....	5
第1節 人口推移と将来展望	5
第2節 財政状況の推移と現状	6
1 歳入の推移と見通し.....	6
2 歳出の推移と見通し.....	7
3 投資的経費、維持管理経費、有形固定資産減価償却率の推移	8
第3節 公共施設等の現況と課題.....	11
1 公共施設の保有状況および年度別整備状況	11
2 公共施設の保有量比較.....	13
3 インフラの保有状況および年度別整備状況	14
第4節 公共施設等の中長期的経費の推計	18
1 公共施設の中長期的経費	18
3 インフラの中長期的経費	20
4 対策の効果額.....	22
5 公共施設等の将来更新可能額の推計	24
第5節 現状と課題に関する認識.....	25
1 人口の現状と課題	25
2 施設の現状と課題	25
3 財政の現状と課題	26
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針	27
第6節 公共施設等のマネジメントの考え方について	27
1 計画期間について.....	27
2 公共施設等のマネジメントの基本方針.....	28
3 公共施設等の管理の数値目標	29
4 数値目標の検証.....	29
第7節 基本方針に基づく実施方針	30
1 公共施設等のマネジメントの実施方針.....	30
2 計画の進捗管理・情報共有等の方針について	36
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	38

第1節	公共施設の管理に関する基本的な方針	39
1	文化系施設	39
2	社会教育系施設	40
3	スポーツ・レクリエーション系施設	41
4	産業系施設	42
5	学校教育系施設	44
6	子育て支援施設	45
7	保健・福祉施設	46
8	医療施設	47
9	行政系施設	48
10	その他	50
第2節	インフラの管理に関する基本的な方針	51
1	道路(町道、農道、林道)、橋梁	51
2	上水道	52
3	下水道	53
4	公園	54

<特記事項>

- ・令和3(2021)年3月末時点の公有財産台帳(面積や建築年度)を基に作成しています。
- ・調査時点以降の施設の増減等を加味していないため、現時点の建築年度や延床面積の数字と一致しない場合があります。
- ・和暦・西暦の記載は以下のとおりとしています。

	内容	表示
1	人口に関する分析	西暦
2	決算・財政分析等	和暦・西暦
3	その他	和暦

第 1 章 計画策定の背景

第1節 計画策定の目的

わが国では、高度経済成長期に多くの公共施設等^{※1}が整備されてきましたが、近年は公共施設等の老朽化が進行し、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えます。

一方、財政面では生産年齢人口の減少等による税収の減少や高齢化に伴う扶助費の増加等、厳しい財政状況が予測される中、公共施設等の大規模改修や更新における財源の確保が課題となることが予想されます。

さらに、少子高齢化の進行による人口構成の変化に伴う公共施設等の施設ニーズの変化等、公共施設等を取り巻く状況への対応は全国的な課題となっています。

本町においても、築後 30 年以上が経過して大規模改修や更新が必要な施設を多く保有しており、今後、老朽化や安全対策等を行っていく必要があります。しかし、今後 40 年の間で、さらなる少子高齢化の進行が見込まれるとともに、財源確保の問題等、公共施設等を維持していくうえで様々な課題を抱えています。

また、全国的に公共施設等の保全や更新に携わる技術職員が不足し、知識、技術の伝承や経験の蓄積が課題となっており、本町においても多くの老朽化対策を行ううえで同様の課題が生じています。

こうしたことから、本町が保有する公共施設等の全体状況を把握するとともに、「人口」、「財政」、「施設」、「人材」の視点から公共施設等を取り巻く現況および将来を見通した結果を踏まえ、将来にわたって安心で安全な住民サービスが提供できるよう公共施設等の管理に関する基本方針等を定めた「竜王町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

総合管理計画の策定後、建築系公共施設個別施設計画を策定しましたが、国からは、個別施設計画の内容を反映させ、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込やユニバーサルデザイン化の推進方針を追記する等、総合管理計画の更なる充実のための見直しを要請され、このことを踏まえて総合管理計画の改訂を行います。

※1 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建物その他の工作物。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、污水处理場等）等も含む包括的な概念。

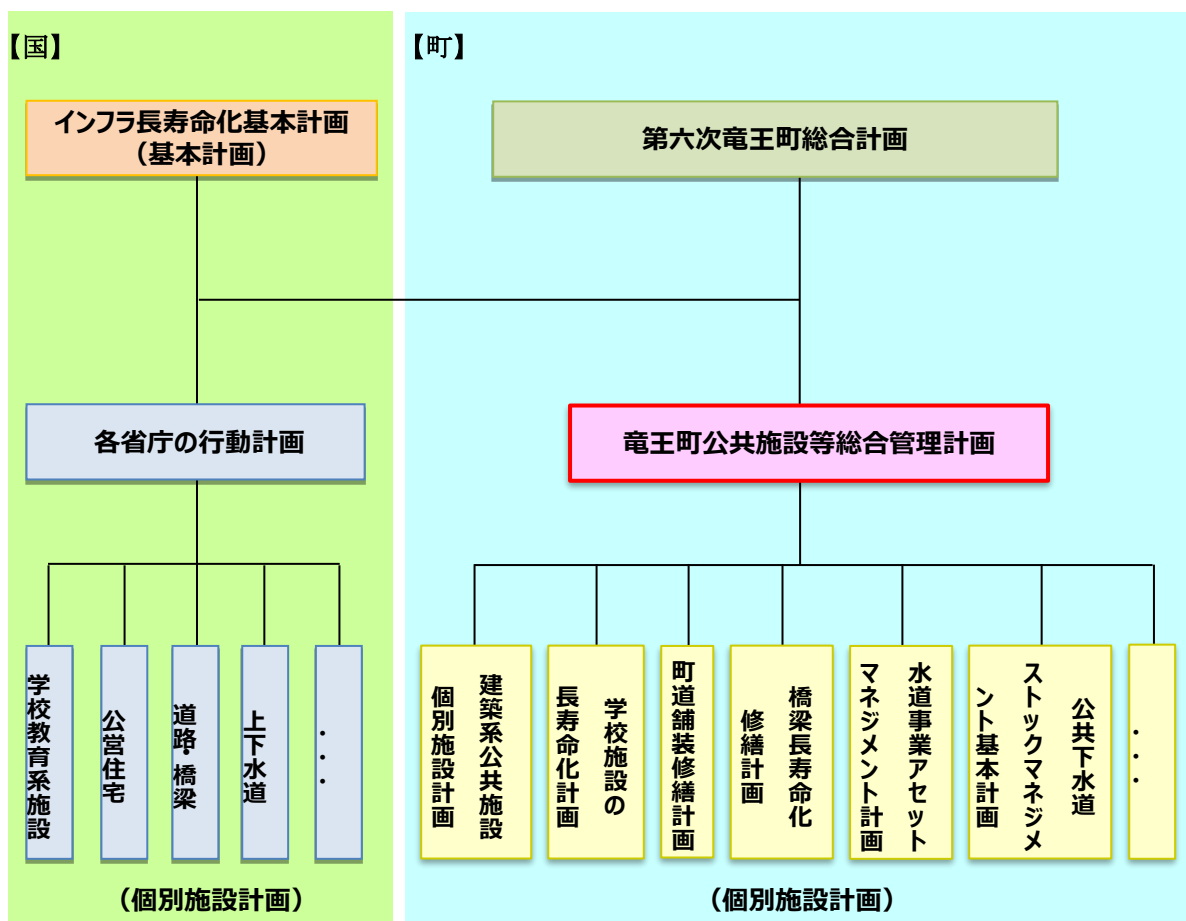
第2節 計画の位置付け

本町では、令和3（2021）年3月に第六次竜王町総合計画（以下、「総合計画」という。）を策定し、「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷 ～心弾む 新時代へのチャレンジ～」の実現に向け、まちづくりを推進しています。総合管理計画は、まちづくりの最上位計画である総合計画に適合するものであり、本町が保有する全ての公共施設等の管理に関する基本的な方針等を示すものです。（図表1）

また、総合管理計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、平成26（2014）年4月に地方公共団体に対し策定が要請された「公共施設等総合管理計画」（「インフラ長寿命化計画（行動計画）」）として位置付けます。

なお、今後、個別施設ごとの長寿命化計画等を策定する際には、総合管理計画に定める方針等に則して策定するものとし、また、既に策定済の個別施設計画やこれまでの施設のあり方の検討についても考慮し、総合管理計画との整合が図られるよう必要に応じて適切な見直しを行います。

図表1:計画の位置付け



第3節 計画改訂履歴

総合管理計画の策定、改訂履歴は下記のとおりとなります。(図表 2)

図表 2:計画策定および改訂年月

計画策定および改訂年月	改訂履歴
平成 29 (2017) 年 3 月	計画策定
令和 4 (2022) 年 3 月	総務省令和 3 (2021) 年 1 月 26 日付通知「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき改訂

第4節 対象施設

総合管理計画では、本町が保有する全ての公共施設等（公営企業を含む）を対象とします。

なお、総合管理計画においては総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」※2において示されている分類を参考とし、公共施設等の施設類型を以下のとおり分類しています。(図表 3)

図表 3:対象施設および分類(令和 3 (2021)年 3 月 31 日現在)

区分	施設類型	施設名称
公共施設	文化系施設	公民館、公民館(別館)
	社会教育系施設	図書館
	スポーツ・レクリエーション系施設	妹背の里、道の駅竜王かがみの里、農林公園施設、武道交流会館 農村運動広場、社会体育施設備品収納器具庫
	産業系施設	農村環境改善センター、農村女性の家、田園資料館、 地域産業研修センター、シルバーワークプラザ、勤労福祉会館、 滋賀竜王工業団地管理棟
	学校教育系施設	竜王小学校、竜王西小学校、竜王中学校、学校給食センター
	子育て支援施設	竜王幼稚園、竜王西幼稚園、学童保育所
	保健・福祉施設	保健センター、福祉ステーション、鶴川ふれあいプラザ、 岡屋ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふれあいプラザ
	医療施設	医科診療所、歯科診療所

※2 詳細については、一般財団法人地域総合整備財団のホームページに記載されています。
<http://management.furusato-ppp.jp/?dest=info>

区分	施設類型	施設名称例
公 共 施 設	行政系施設	総合庁舎、防災センター、竜王南部地区防災センター(岡屋)、 消防車庫(川守)、水防資機材倉庫・積載車庫(鏡)、 コミュニティ消防センター(鶴川)、 地域防災拠点施設および水防備蓄倉庫(山之上)、 北東部地区防災拠点施設(弓削)、消防車庫・防災倉庫、 西部地区防災拠点施設(岡屋)
	その他	公用車庫および倉庫(3か所)、【旧】老人憩の家(令和3年度除却)他
イ ン フ ラ	道路・橋梁	町道、農道、林道、橋梁
	上水道	管きよ、配水池、ポンプ場
	下水道	管きよ、殿村地区処理施設、山中地区処理施設
	公園	総合運動公園(ドラゴンハット、ドラゴンスポーツセンター、 スポーツジム等)
	その他のインフラ	ため池 他

第2章 公共施設等の現況および将来の見通し

第1節 人口推移と将来展望

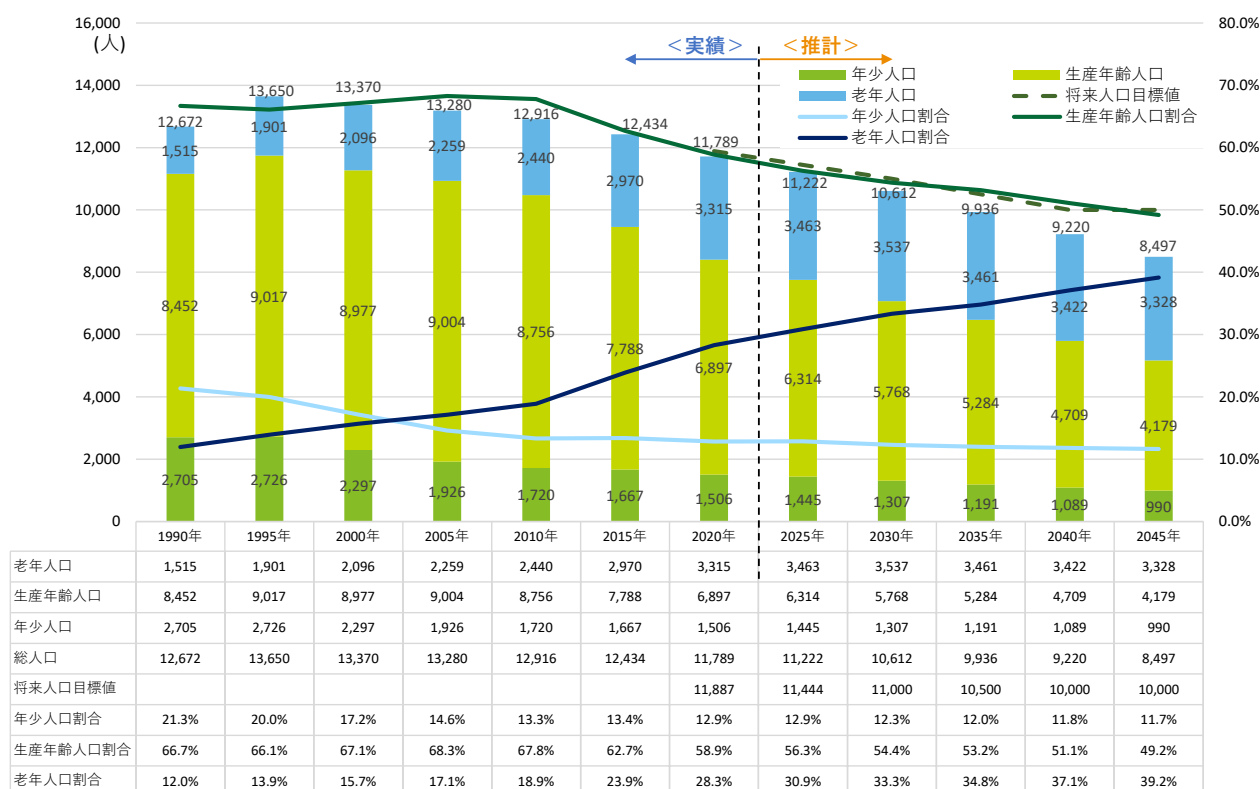
人口

本町の総人口※3は、平成7（1995）年の13,650人をピークに、令和2（2020）年には11,789人へと減少しています。総人口は、今後、対策を講じなかった場合は減少し続け、令和22（2040）年には9,220人まで減少することが見込まれます。（図表4）

年齢区分別の人口動態をみると、令和22（2040）年は令和2（2020）年と比較して、年少人口（0～14歳）が1,506人から1,089人に減少し、生産年齢人口（15～64歳）は6,897人から4,709人に減少するのに対し、老年人口（65歳以上）は3,315人から3,422人に上昇するものと見込まれます。老年人口の割合は令和2（2020）年の約28%に対して令和22（2040）年は約37%と増加し、3人に1人は老年人口となり、高齢化の進行が見込まれます。

なお、総合計画における将来人口の見通しでは、令和22（2040）年以降も10,000人以上を維持する目標を掲げています。

図表4：人口推移と将来推計



※3 令和2（2020）年までの実績値は各年10月1日時点の国勢調査人口を示し、令和7（2025）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計に準拠した推計値を示しています。人口動態における人口は、年齢不詳分の影響により総人口とは一致しません。

第2節 財政状況の推移と現状

1 歳入の推移と見通し

財政

普通会計における過去 10 年間の歳入総額は、平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度まで概ね 50 億円から 75 億円で推移し、令和 2（2020）年度が約 85.2 億円と過去 10 年間で最も多くなっています。（図表 5）

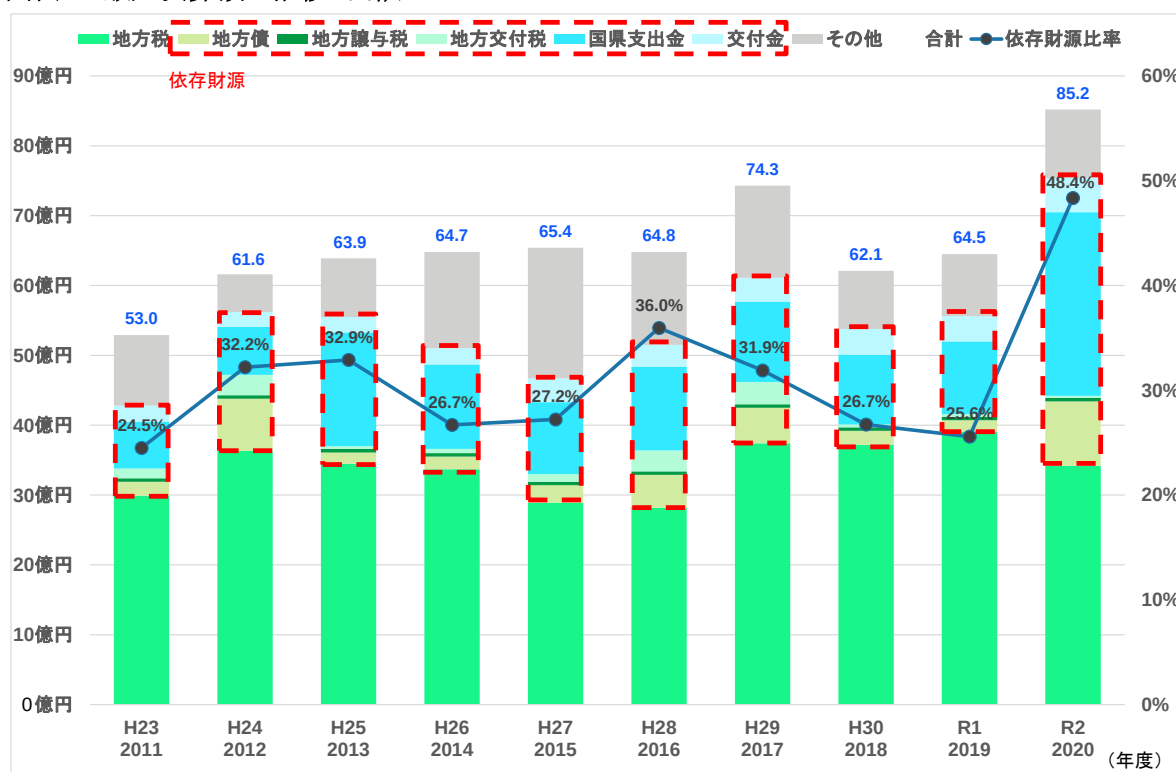
依存財源^{※4}の割合は平成 23（2011）年度の約 24.5%から平成 24（2012）年度には 32.2%まで上昇したものの、平成 26（2014）年度は約 26.7%に減少しました。その後、平成 28（2016）年度に約 36.0%に増加し、平成 29（2017）年度からは減少に転じたものの、令和 2（2020）年度は国県支出金の大幅な増加により過去 10 年間で最大の約 48.4%で推移しているものの、類似団体と比較すると低い傾向にあります。

また、歳入の内訳をみると、自主財源^{※5}の多くを占める地方税は、約 29.9 億円から約 39.1 億円と年度によってばらつきがみられますが、これは、法人町民税収の多寡によることが影響しており、社会情勢等に大きく左右されることが特徴です。

令和 2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金の増加に伴い、依存財源比率が大幅に拡大しています。（図表 6）

今後の見通しとしては、国の施策による税の偏在性の是正により改善傾向にあることに加え、生産年齢人口の減少や高齢化に伴い個人町民税収が漸減し、地方交付税を含めた依存財源の割合は上昇していくことが想定されます。

図表 5: 歳入決算額の推移と内訳



※4 依存財源：国や県から交付される財源や借金等。（地方交付税、国県支出金、地方債等）

※5 自主財源：自らの権限で得ることができる財源。（地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入等）

図表 6:歳入実績

区 分	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020
地方税	29.9	36.3	34.5	33.7	28.9	28.2	37.4	37.2	39.1	34.2
地方債	2.0	7.5	1.6	1.8	2.5	4.7	5.1	2.0	1.6	9.2
地方譲与税	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
地方交付税	1.4	2.9	0.4	0.6	1.1	3.0	3.2	0.4	0.4	0.3
国県支出金	6.7	6.9	16.3	12.1	10.3	12.0	11.5	10.0	10.4	26.3
交付金	2.3	2.1	2.2	2.3	3.4	3.1	3.4	3.7	3.6	4.9
その他	10.1	5.4	8.4	13.8	18.7	13.3	13.2	8.3	8.9	9.8
合計	53.0	61.6	63.9	64.7	65.4	64.8	74.3	62.1	64.5	85.2
依存財源比率	24.5%	32.2%	32.9%	26.7%	27.2%	36.0%	31.9%	26.7%	25.6%	48.4%

(億円)

2 歳出の推移と見通し

財政

普通会計における過去 10 年間の歳出総額は、平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度まで概ね 50 億円から 71 億円で推移し、令和 2 (2020) 年度が約 83.3 億円と過去 10 年間で最も多くなっています。(図表 7)

義務的経費^{※6}の割合は、平成 24 (2012) 年度までは 40%程度でしたが、平成 25 (2013) 年度以降低下し、平成 29 (2017) 年度までは 30%台で推移していたものの、平成 30 (2018) 年度に再び 40%台となり、令和 2 (2020) 年度には約 47.7%に増加しています。

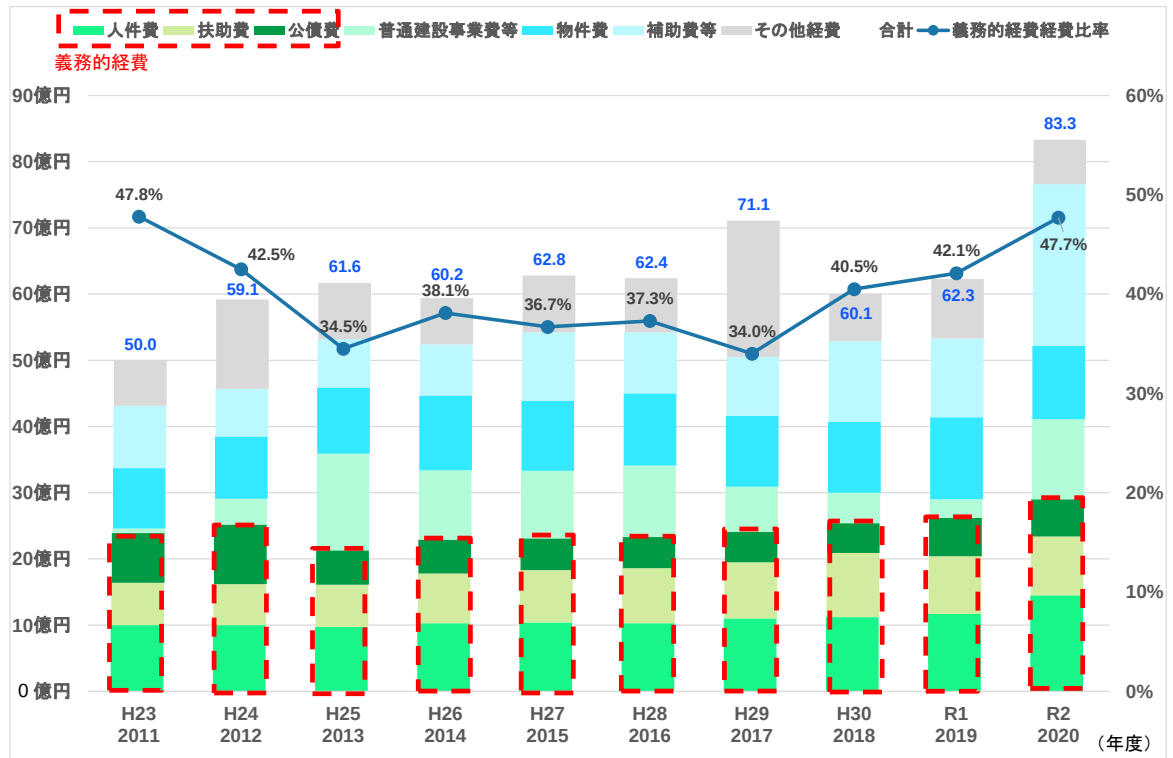
歳出の内訳をみると、扶助費が増加傾向にあり、平成 23 (2011) 年度の約 6.4 億円から、令和 2 (2020) 年度の約 8.9 億円へと約 2.5 億円増加しています。

また、令和 2 (2020) 年度においては、防災行政情報システムの整備や竜王大橋耐震補強工事等による普通建設事業費等の増加ならびに新型コロナウイルス感染症に対する施策の実施により、10 年間で最大の決算額となりました。(図表 8)

今後の見通しとしては、高齢化の進行等に伴い扶助費のさらなる増加が予測され、義務的経費以外に充てられる財源に制約が生じることが想定されます。このような財政状況の中、公共施設やインフラの維持修繕または更新等の経費についても増大することが見込まれますが、これについても限られた財源の中で公共施設等のあり方について検討することが必要となります。

※6 義務的経費：職員の人件費や社会保障、福祉等に充てられる扶助費、将来に返済義務がある公債費（借金）等、歳出が義務付けられている経費。

図表 7:歳出決算額の推移と内訳



図表 8:歳出実績

区 分	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020
人件費	10.0	10.0	9.7	10.3	10.4	10.3	11.0	11.2	11.7	14.5
扶助費	6.4	6.2	6.4	7.5	7.9	8.3	8.5	9.7	8.7	8.9
公債費	7.5	9.0	5.2	5.1	4.8	4.7	4.6	4.5	5.8	5.6
普通建設事業費等	0.7	3.9	14.6	10.5	10.2	10.8	6.8	4.6	2.8	12.1
物件費	9.1	9.4	10.0	11.3	10.6	10.9	10.7	10.7	12.4	11.1
補助費等	9.4	7.2	7.3	7.7	10.3	9.2	8.9	12.2	11.9	24.4
その他経費	6.9	13.5	8.5	7.0	8.6	8.2	20.6	7.2	9.0	6.7
合計	50.0	59.1	61.6	60.2	62.8	62.4	71.1	60.1	62.3	83.3
義務的経費経費比率	47.8%	42.5%	34.5%	38.1%	36.7%	37.3%	34.0%	40.5%	42.1%	47.7%

(億円)

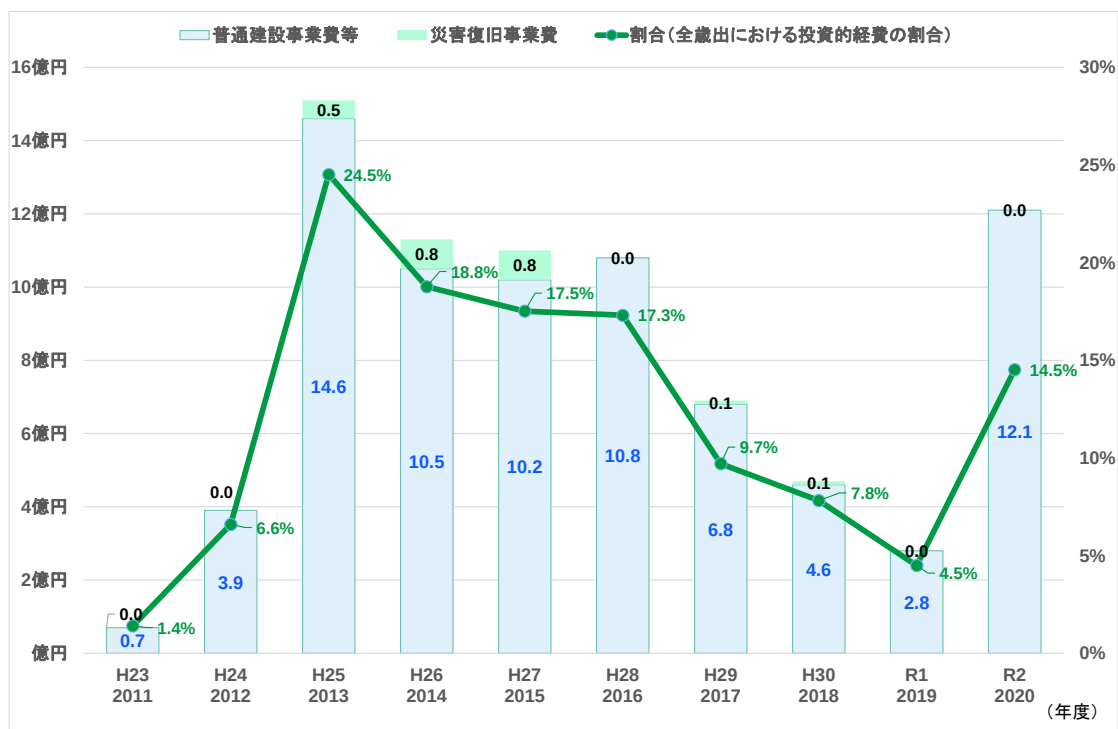
3 投資的経費、維持管理経費、有形固定資産減価償却率の推移

財政

投資的経費^{※7}である普通建設事業費等は、滋賀竜王工業団地造成に伴うインフラ整備にかかる事業費の影響により平成 24 (2012) 年度から上昇に転じ、平成 25 (2013) 年度以降は 10 億円台と急激に上昇していましたが、当該事業の終了に伴い減少しました。その後、平成 30 (2018) 年度以降は 5 億円を下回っていましたが、令和 2 (2020) 年度は防災行政情報システム整備工事等の影響により過去 10 年間では 2 番目に高額となっています。(図表 9)

※7 投資的経費：公共施設やインフラ等の将来にわたって利用する資本の形成に充てられる普通建設事業費、災害復旧にかかる各種事業等に充てられる災害復旧事業費等の経費。

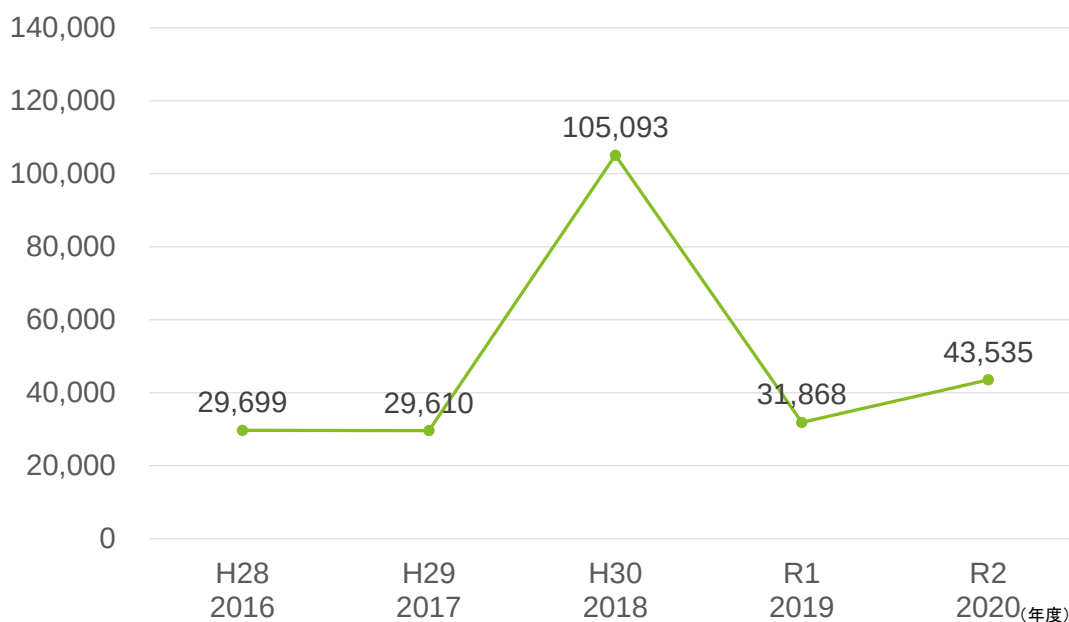
図表 9: 投資的経費の推移と内訳



維持管理経費※8は過去5年間をみると平成30(2018)年度を除きほぼ同額で推移しています。なお、平成30(2018)年度の経費増加は、町道改築工事および橋梁長寿命化修繕工事等に係る工事費の増加が原因です。(図表10)

図表 10: 維持管理経費の推移

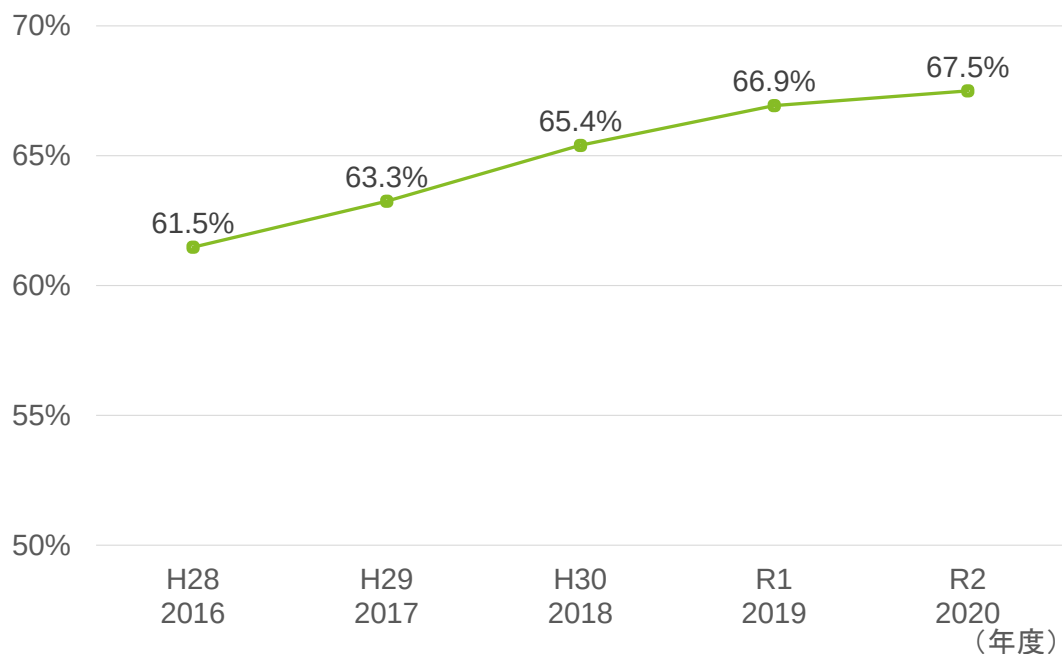
(単位: 千円)



※8 維持管理経費：公共施設やインフラ等の施設・設備を使用及び運用可能状態に維持するための処置及び活動に係る経費。

有形固定資産減価償却率^{※9}は過去 5 年間をみると施設の老朽化に伴い増加の傾向が見られます。(図表 11)

図表 11:有形固定資産減価償却率の推移



※9 有形固定資産減価償却率：公共施設やインフラ等の取得価額のうち有形固定資産の減価償却類型額が占める割合を表したもので、公共施設等が取得から期間を経過することで減価償却類型額は増加するため、施設の老朽化に伴い増加する指標です。

第3節 公共施設等の現況と課題

1 公共施設の保有状況および年度別整備状況

施設

(1) 公共施設の保有状況および推移

本町が保有する公共施設は、延床面積の合計が約 5.0 万㎡となっています。(図表 12)

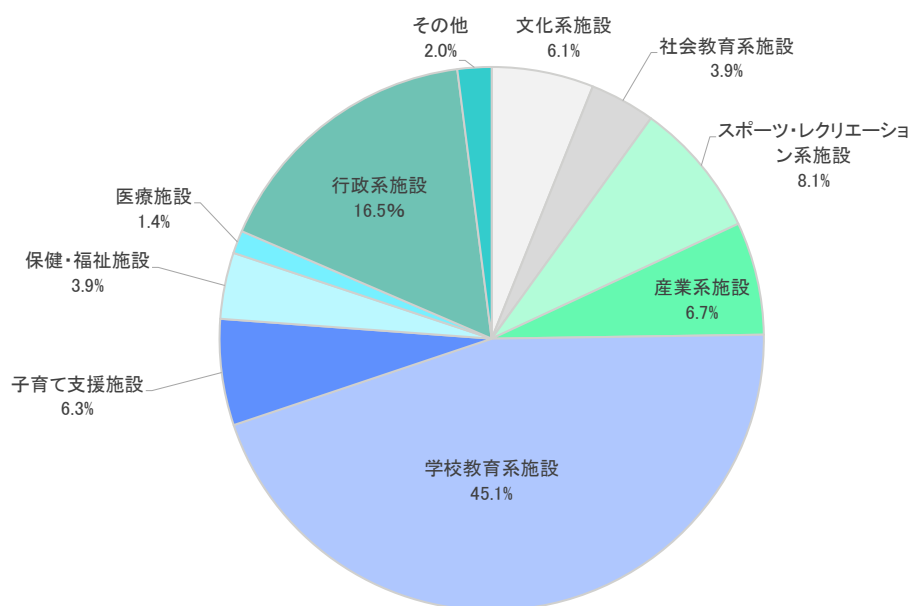
内訳をみると、学校教育系施設が約 2.2 万㎡ (45.1%)、行政系施設が約 0.8 万㎡ (16.5%) と、延床面積全体の約 6 割以上を占めています。また、施設数が多い分類として、行政系施設で 9 施設、産業系施設で 7 施設を保有しています。

本計画策定当初の平成 26 (2014) 年度と総量を比較※10すると、近年も新たな施設整備が継続されているため、約 1.6%増加しています。

図表 12: 公共施設の用途別保有状況および推移

年度 用途	H26(2014)年度末時点				R2(2020)年度末時点			
	施設数	建物数	延床面積(㎡)	延床面積比率	施設数	建物数	延床面積(㎡)	延床面積比率
文化系施設	2	8	3,259.6	6.6%	2	7	3,025.1	6.1%
社会教育系施設	1	1	1,939.0	3.9%	1	1	1,939.0	3.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	6	27	3,585.3	7.3%	6	29	4,043.8	8.1%
産業系施設	7	9	3,299.7	6.7%	7	9	3,350.8	6.7%
学校教育系施設	4	51	22,494.9	45.8%	4	51	22,494.9	45.1%
子育て支援施設	3	15	3,153.3	6.4%	3	15	3,153.3	6.3%
保健・福祉施設	3	6	1,970.1	4.0%	6	6	1,970.1	3.9%
医療施設	2	5	678.3	1.4%	2	5	678.3	1.4%
行政系施設	6	10	7,738.0	15.8%	9	14	8,236.1	16.5%
その他	5	8	1,008.3	2.1%	5	8	1,008.3	2.0%
総計	39	140	49,126.5	100%	45	145	49,899.7	100%

(比率：面積比)



※10 総合運動公園をインフラに分類したことおよび延床面積の錯誤等により、平成 26 (2014) 年度の数値は一部を修正したものを掲載しています。

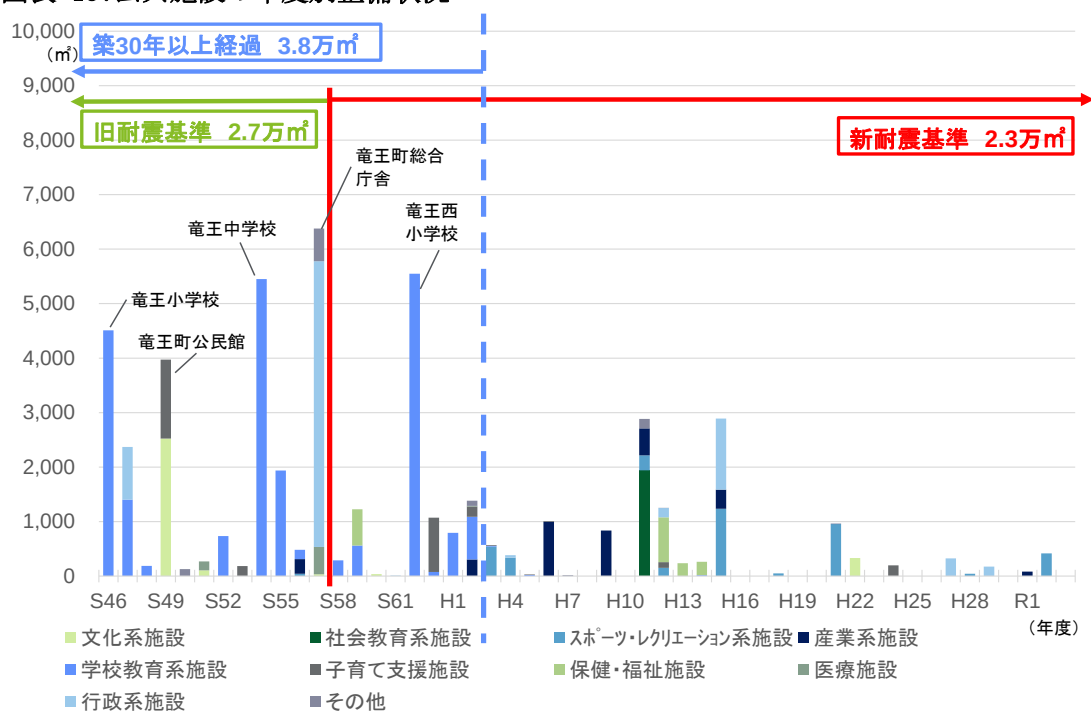
(2) 公共施設の年度別整備状況

本町の公共施設の年度別の整備状況をみると、築30年以上を経過した施設が約3.8万㎡（延床面積全体の約75.2%）を占めています。（図表13）

人口が1万人から3万人未満の自治体における築30年以上の公共施設の延床面積の割合※11は、平均約35.9%となっていることから、本町の公共施設は同一人口規模の他の自治体と比較して、老朽化が進行しているといえます。

また、築30年以上の延床面積が最も多い施設類型は学校教育系施設であり、次いで行政系施設となっています。（図表14）

図表13:公共施設の年度別整備状況



図表14:施設類型ごとの築30年以上の公共施設保有状況

施設類型	築30年以上の延床面積(㎡)
文化系施設	2,695.2
社会教育系施設	0.0
スポーツ・レクリエーション系施設	581.7
産業系施設	573.0
学校教育系施設	22,458.6
子育て支援施設	2,829.5
保健・福祉施設	665.0
医療施設	678.3
行政系施設	6,222.7
その他	821.5
総計	37,525.6

※11 総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」を引用しています。
<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

(3) 過去に行った対策の実績

本計画策定後、令和元（2019）年度には、未耐震施設であった総合庁舎（本館）の耐震化を行い、安全性の確保を行いました。

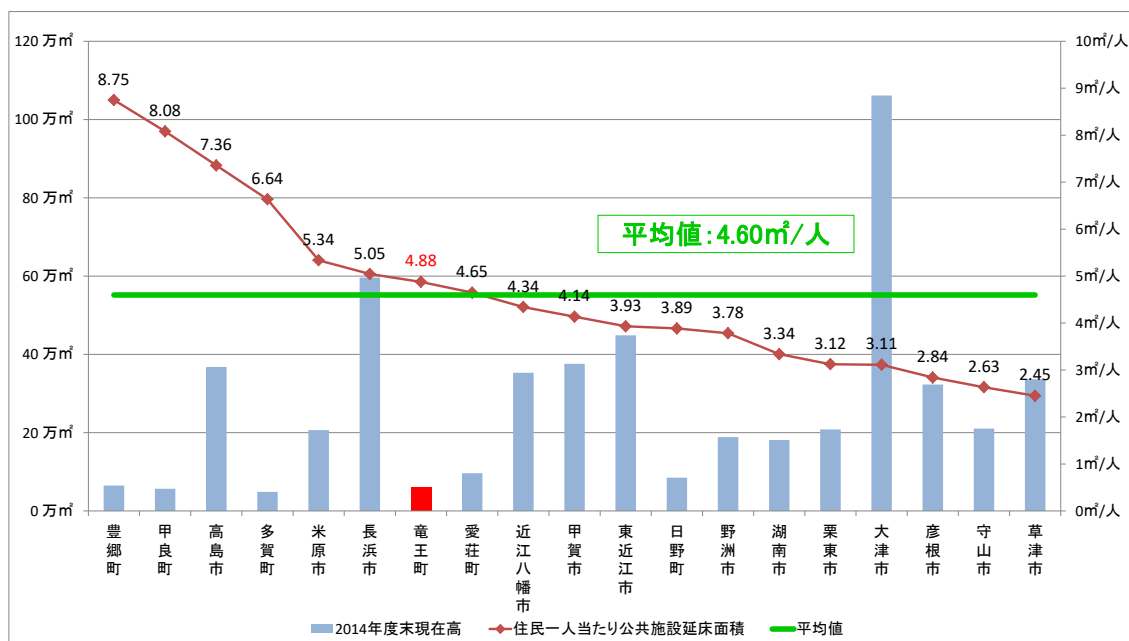
除却については、公民館の別館の一部、景観保全施設および【旧】老人憩の家の解体撤去を行い、老朽化等の状況を踏まえた縮減（解体）を進めています。

2 公共施設の保有量比較

施設 人口

滋賀県内の公共施設の延床面積^{※12}においては、本町の保有量は県内で3番目に少なくなっていますが、住民一人当たり延床面積^{※13}は約4.88㎡/人と、県内で7番目に多くなっています。（図表15）

図表 15: 公共施設の延床面積と住民一人当たり延床面積の比較



※12 総務省「公共施設状況調経年比較表」を引用しています。

<http://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/index.html>

※13 総務省「公共施設状況調経年比較表」および平成27（2015）年10月1日時点の国勢調査人口から算出しています。

3 インフラの保有状況および年度別整備状況

177

インフラは、生活および産業の基盤となる施設であり、生活や地域経済活動を支える欠かせない施設です。令和2（2020）年度末時点の主なインフラの保有状況^{※14}および年度別整備状況は次のとおりとなっています。

(1) 道路(町道、農道、林道)

本町が保有する道路の延長は、町道が約116,757m、農道が約83,154m、林道が約4,673mとなっており、平成26（2014）年度末時点と比較して増加しています。（図表16）

図表 16:道路(町道、農道、林道)の保有状況

種類	項目	数量	
		H26(2014)年度末時点	R2(2020)年度末時点
町道	延長	113,613m	116,757m
農道		83,153m	83,154m
林道		4,673m	4,673m

【資料】道路台帳、農道台帳、林道台帳より集計

(2) 橋梁

本町が保有する橋梁は、延長約1,569m、総面積約11,200㎡となっており、平成26（2014）年度末時点と比較して増加しています。（図表17）

図表 17:橋梁の保有状況

種類	項目	数量	
		H26(2014)年度末時点	R2(2020)年度末時点
橋梁	延長	1,515m	1,569m
	面積	10,653 ㎡	11,200 ㎡

【資料】道路台帳より集計

※14 インフラの保有状況等について、道路および橋梁の延長については実延長（総延長から重用区間の延長、未供用区間の延長を除いた延長）を、上水道および下水道については総延長を記載しています。

(3) 上水道

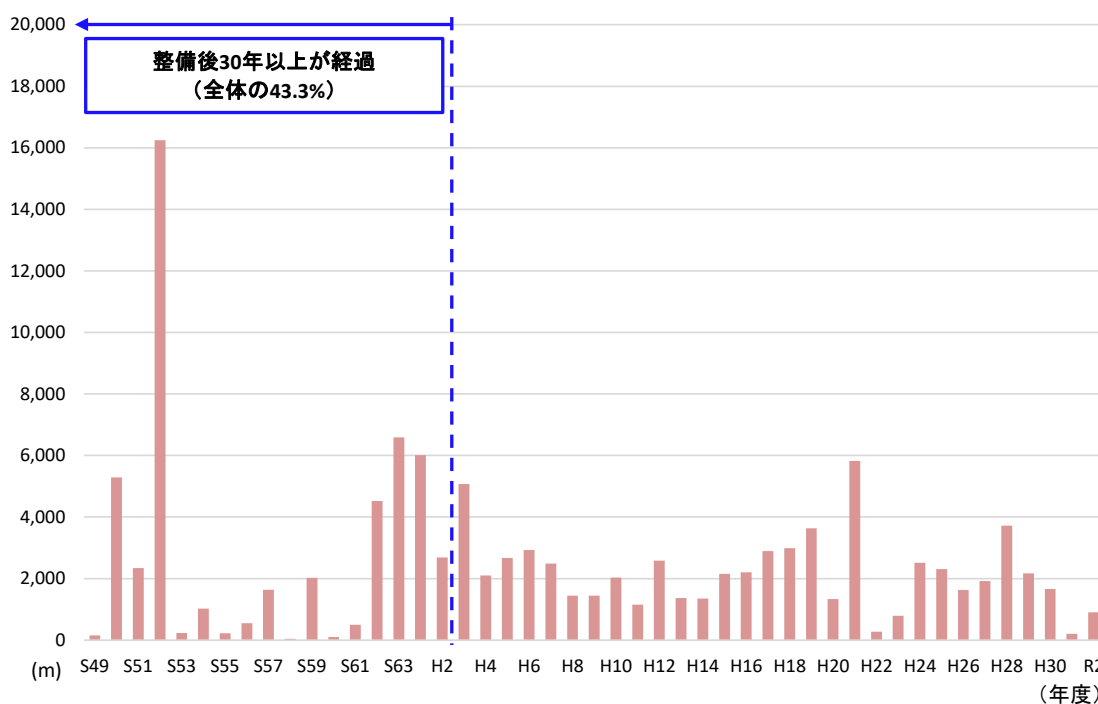
本町の上水道の管きよの延長は約 138,947mとなっており、平成 26（2014）年度末時点と比較して増加しています。建物は 5 棟保有、総延床面積は約 208.2 m²となっており、平成 26（2014）年度末時点と比較して減少しています。（図表 18）

築 30 年以上を経過した管きよが全体の約 43.3%で、多くは昭和 52（1977）年度以前に整備されていることから、更新時期が短期間に集中することが予測されます。（図表 19）

図表 18:上水道の保有状況

種類	項目	数量	
		H26 (2014)年度末時点	R2(2020)年度末時点
管きよ	延長	135,377m	138,947m
建物	総延床面積	258.2 m ²	208.2 m ²

図表 19:上水道(管きよ)の年度別整備状況



【資料】水道事業会計固定資産台帳より集計

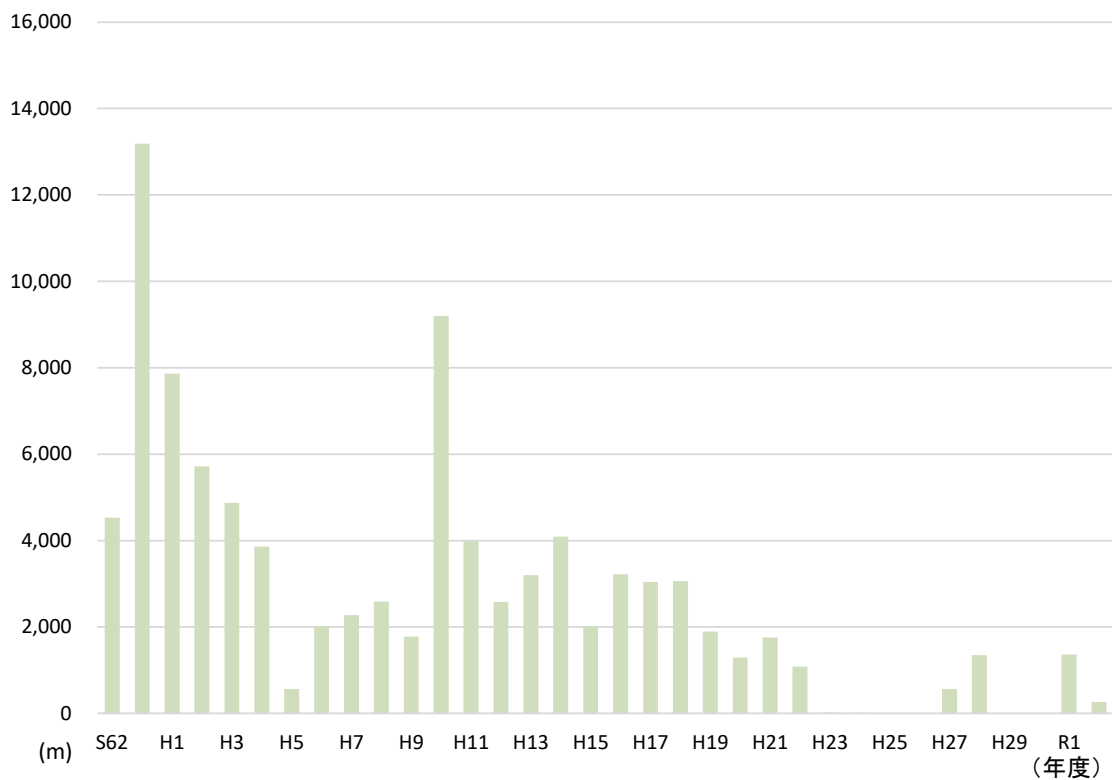
(4) 下水道

本町の下水道の管きよの延長は約 108,831m で、建物は 2 棟保有、総延床面積は約 533.4 m² となっています。管きよに関しては、平成 26（2014）年度末時点と比較して増加しています。（図表 20）（図表 21）

図表 20: 下水道の保有状況

種類	項目	数量	
		H26(2014)年度末時点	R2(2020)年度末時点
管きよ	延長	104,205m	108,831m
建物	総延床面積	533.4 m ²	533.4 m ²

図表 21: 下水道(管きよ)の年度別整備状況



【資料】下水道事業会計固定資産台帳より集計

(5) 公園

本町の都市公園は1箇所、建物は6棟保有しており、総延床面積は約11,854㎡となっています。

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
公園	竜王町総合運動公園	6	11854.0	●	●	1996	25	有	無
平均		—	11854.0	—	—	1996	25	—	—
合計		6	11854.0	1	1	—	—	—	—

(6) ため池

本町のため池は48箇所となっています。

第4節 公共施設等の中長期的経費の推計

本町が保有する公共施設等と同様の規模を将来にわたって維持、更新し続けた場合の中長期的経費の推計を行います。

1 公共施設の中長期的経費

財政

施設

(1) 中長期的経費推計の方法

本町が保有する公共施設について、更新年数経過後に現在と同じ総延長や延床面積で更新すると仮定し、中長期的経費を推計しています。

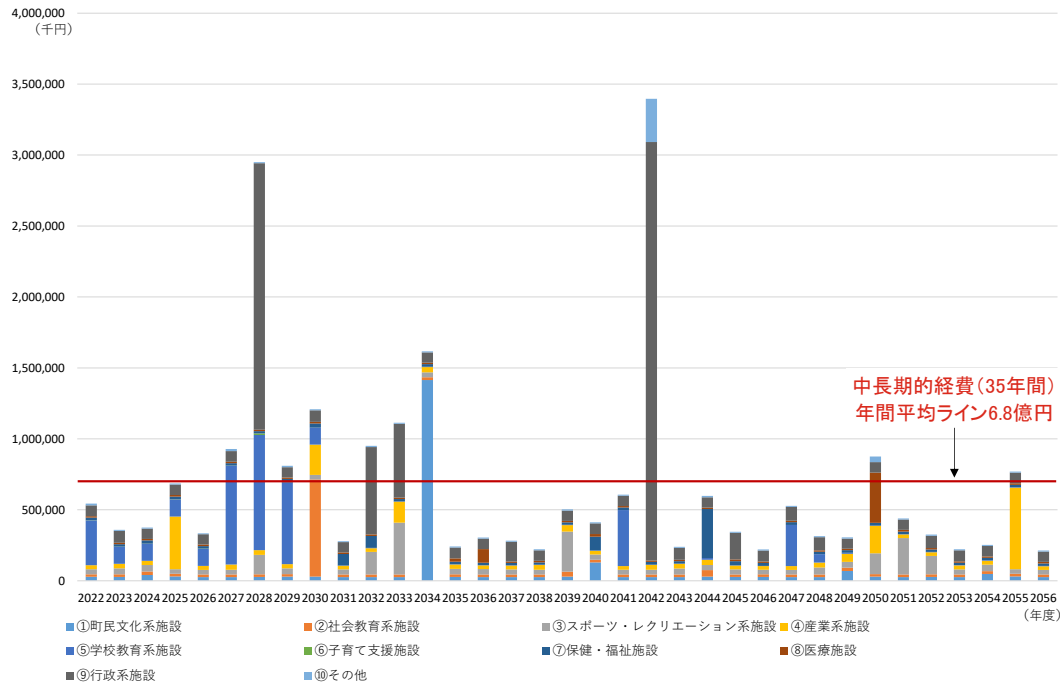
【中長期的経費の推計方法】

- ・対象施設について、現在の施設規模のまま維持し続ける場合かつ点検等を行い異常が発生する前に保全を行う予防保全を前提とし、1回目の大規模改修を行い、次に更新を行うことを想定した「単純更新パターン」と、建物を将来にわたって長く使い続けるために耐用年数を伸ばす対策を実施することを想定した「長寿命化パターン」を試算します。
- ・個別施設計画またはこれに類する計画が策定済みであり、中長期的経費の把握が可能であれば、下記の条件での試算は行わず、個別施設計画等の試算結果を用いて推計します。
- ・単純更新パターンでは、目標耐用年数を主体構造別に設定（例：鉄筋コンクリート造であれば60年）し、建替えまでの中間年度（例：鉄筋コンクリート造であれば30年）に大規模改修を行い、目標耐用年数経過後に建替えを行うこととします。
- ・長寿命化パターンでは、3種類の主体構造（鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄骨造）に該当し、かつ築40年以下の施設について長寿命化（目標耐用年数80年）を行う場合を想定した試算を実施します。

(2) 中長期的経費の見通し（単純更新パターン）

推計条件に基づく試算の結果、本町の今後 35 年間の公共施設の単純更新にかかる中長期的経費は総額約 237.7 億円で、平均約 6.8 億円/年と試算されます。（図表 22）

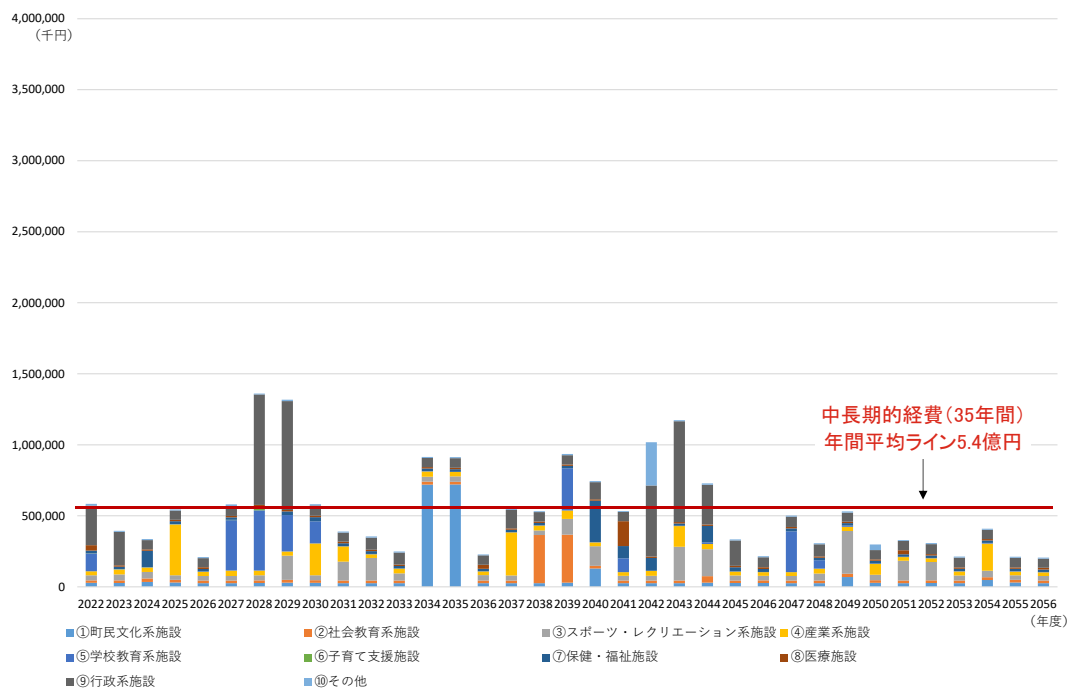
図表 22: 今後 35 年間の公共施設の中長期的経費の推計(単純更新パターン)



(3) 中長期的経費の見通し（長寿命化パターン）

推計条件に基づく試算の結果、本町の今後 35 年間の公共施設の長寿命化にかかる中長期的経費は総額約 190.4 億円で、平均約 5.4 億円/年と試算されます。（図表 23）

図表 23: 今後 35 年間の公共施設の中長期的経費の推計(長寿命化パターン)



(1) 中長期的経費推計の方法

道路、橋梁、上水道、下水道、公園について、更新年数経過後に現在と同じ総延長・延床面積（または同じ保有量）で更新すると仮定し、中長期的経費を推計しています。

【中長期的経費の推計方法】

・対象施設について、現在の施設規模のまま維持し続ける場合かつ点検等を行い異常が発生する前に保全を行う予防保全を前提とし、施設を耐用年数まで使用することを想定した「単純更新パターン」と、施設を将来にわたって長く使い続けるために耐用年数を伸ばす対策を実施することを想定した「長寿命化パターン」を試算し、それぞれの合計を比較した差異を効果額として把握します。

・個別施設計画またはこれに類する計画が策定済みであり、中長期的経費の把握が可能である橋梁、公園については下記の条件での試算は行わず、個別施設計画等の試算結果を用いて単純更新パターンと長寿命化パターンの両方を推計します。

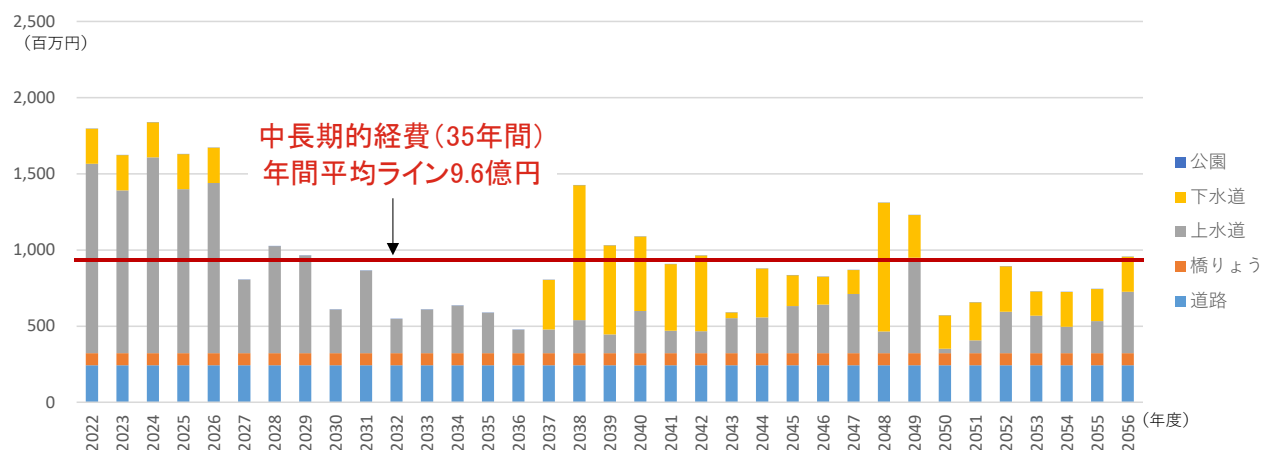
・道路、上下水道については、「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成 28 年版)」より以下のとおり条件を設定し、単純更新パターンのみ試算します。

1. 道路(舗装)は舗装の更新頻度(耐用年数)は、法定耐用年数(10 年)、舗装の一般的な供用寿命(12~20 年)を踏まえ、15 年とします。更新年数で同規模を更新するものとし、更新総額を更新年数で除したものを1年間の更新費用とします。
2. 上水道は法定耐用年数を基に40 年とします。更新年数で同規模を更新するものとします。既に更新年数を経過している場合、積み残しを処理する期間を5年間と仮定します。
3. 下水道は法定耐用年数を基に50 年とします。更新年数で同規模を更新するものとします。既に更新年数を経過している場合、積み残しを処理する期間を5年間と仮定します。

(2) インフラの中長期的経費の状況(単純更新パターン)

推計条件に基づく試算の結果、本町の今後 35 年間の単純更新にかかるインフラの中長期的経費は、合計約 337.2 億円で、平均約 9.6 億円/年と試算されます。(図表 24)

図表 24:今後 35 年間のインフラの中長期的経費の推計(単純更新パターン)

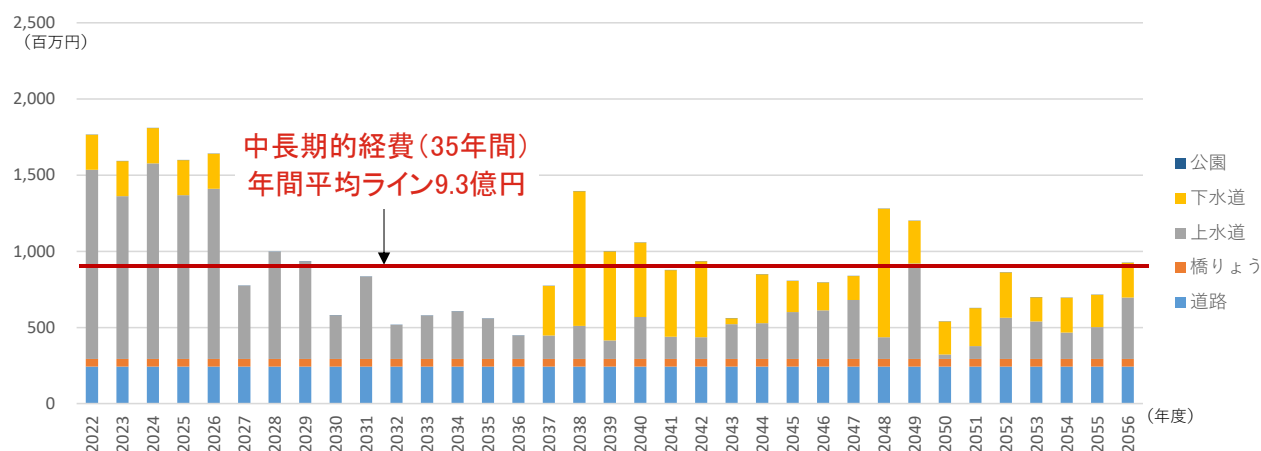


(3) インフラの中長期的経費の状況(長寿命化パターン)

推計条件に基づく試算の結果、本町の今後 35 年間の長寿命化(道路、上下水道は単純更新)にかかるインフラの中長期的経費は、合計約 326.7 億円で、平均約 9.3 億円/年と試算されます。(図表 25)

道路や橋梁等のインフラについては、生活の利便性や安心・安全に深く関わる施設であることから、長寿命化等の取組によって更新費を抑制するとともに、更新時期の調整等によって単年度更新費の平準化を図ることで、適切な維持管理に努めていく必要があります。

図表 25:今後 35 年間のインフラの中長期的経費の推計(長寿命化パターン)



4 対策の効果額

財政

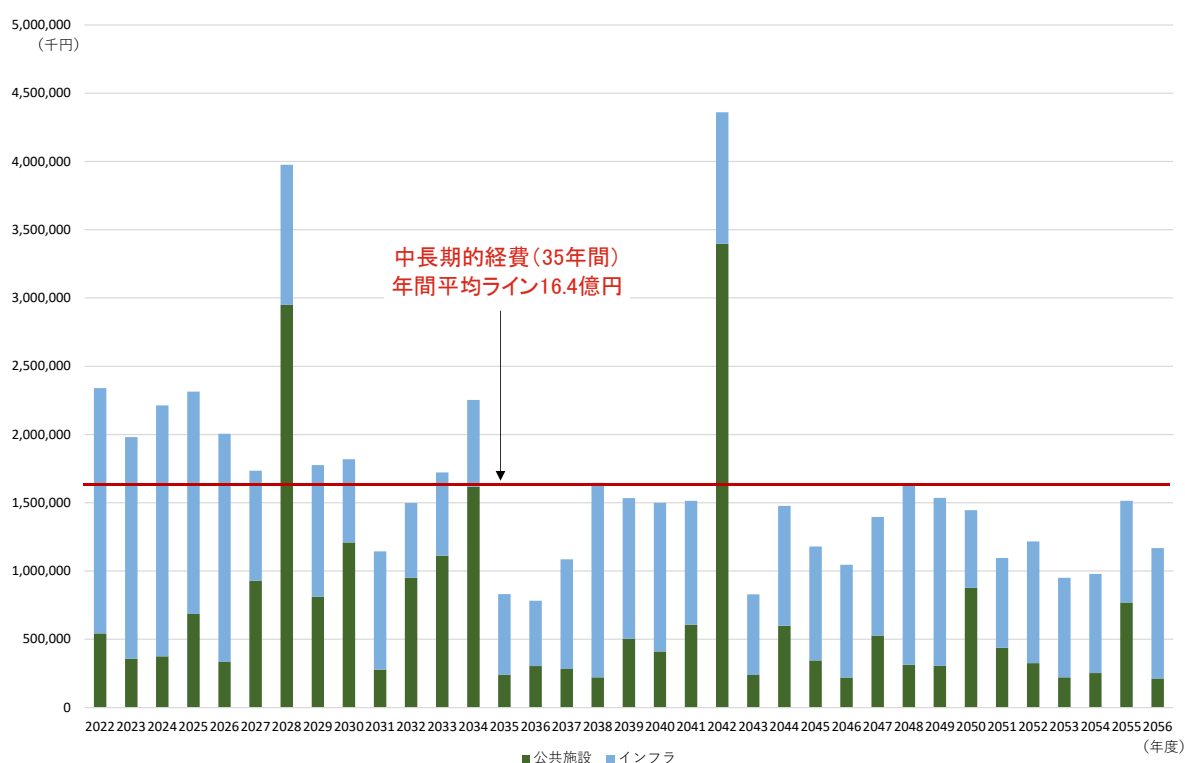
施設

インフラ

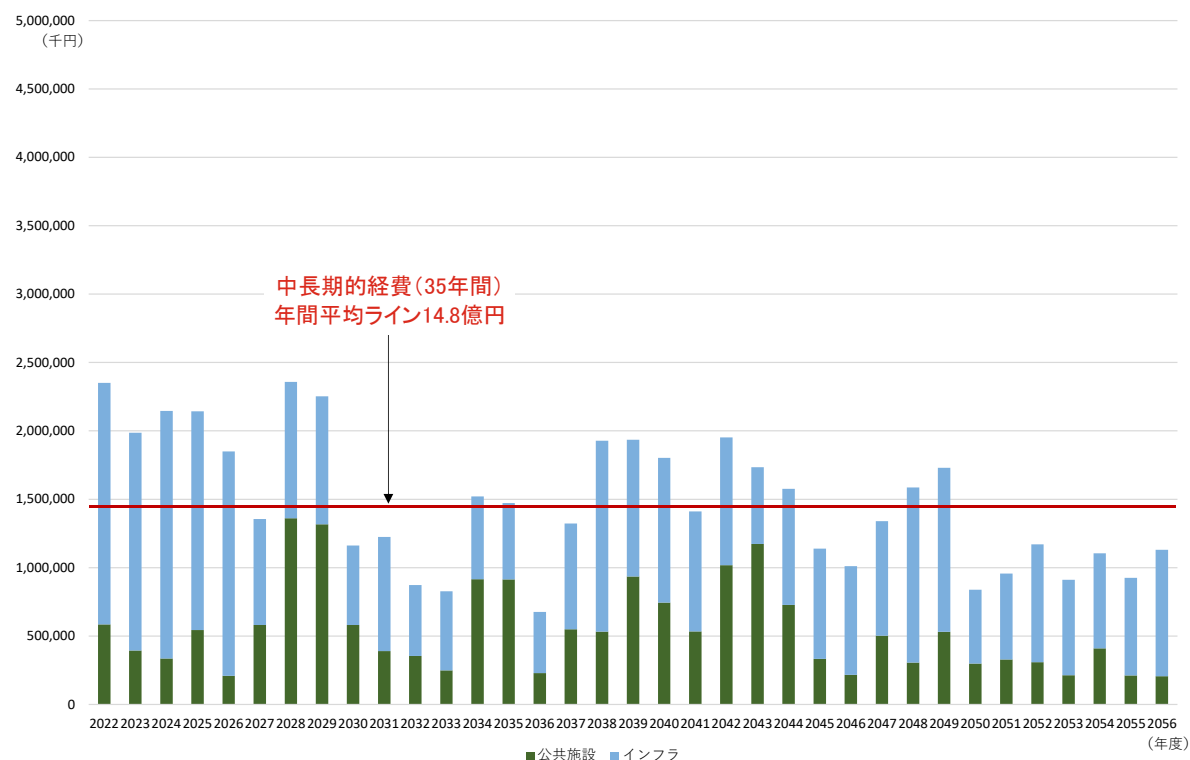
これまでの試算結果を公共施設等全体についてとりまとめ、単純更新と長寿命化を比較し効果額を把握します。(図表 26) (図表 27)

効果額について、10 年間の事業費を見ると、単純更新パターンで約 213.0 億円 (21.3 億円/年)、長寿命化パターンで約 188.3 億円 (18.8 億円/年) となり約 24.8 億円 (2.5 億円/年) と試算されます。一方、試算期間の 35 年間で見ると単純更新パターンで約 574.9 億円 (16.4 億円/年)、長寿命化パターンで約 517.1 億円 (14.8 億円/年) となり約 57.8 億円 (1.7 億円/年) の効果額が試算されました。(図表 28)

図表 26: 公共施設等の中長期的経費(単純更新パターン)



図表 27: 公共施設等の中長期的経費(長寿命化パターン)



図表 28: 対策の効果額^{※15}

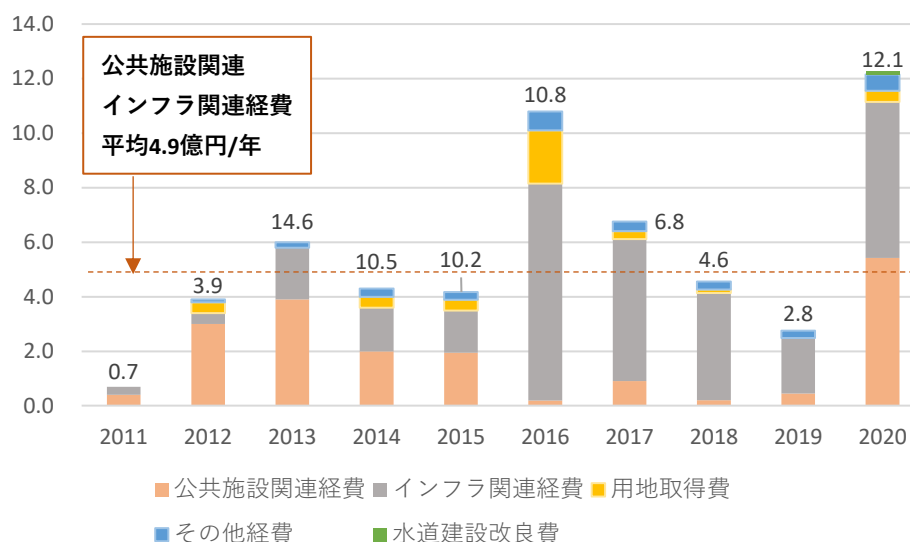
	10 年間 (令和 4 (2022) ～令和 13 (2031) 年度)	35 年間 (令和 4 (2022) ～令和 38 (2056) 年度)
単純更新パターン	213.0 億円 (21.3 億円/年)	574.9 億円 (16.4 億円/年)
長寿命化パターン	188.3 億円 (18.8 億円/年)	517.1 億円 (14.8 億円/年)
効果額	24.8 億円 (2.5 億円/年)	57.8 億円 (1.7 億円/年)

※15 それぞれの値を四捨五入しているため、表中で計算しても効果額等が合わない場合があります。

(1) 公共施設関連およびインフラ関連の将来更新可能額の推移

本町の平成 23（2011）年度からの普通建設事業費※16は平均約 7.7 億円/年で、そのうち公共施設関連※17およびインフラ関連※18の整備費は約 4.9 億円/年で推移してきました。（図表 29）

図表 29: 公共施設関連経費、インフラ関連経費の実績



(2) 財政見通しと中長期的経費の比較

今後 35 年間の公共施設等の中長期的経費は長寿命化パターンで平均約 14.8 億円/年であり、公共施設関連およびインフラ関連の整備費の 10 年間平均は約 4.9 億円/年のため、約 3 倍の費用がかかる見込みです。

※16 平均的な傾向を把握するため限定的な事業である滋賀竜王工業団地の整備にかかる費用は除いています。

※17 普通建設事業費のうち、公共施設整備費は「総務費、民生費、労働費、商工費、衛生費、土木費のうち住宅、消防費、教育費」の合計から算出しています。

※18 インフラ整備費は「農林水産業費（農道林道整備等）、土木費（住宅を除く）」の合計から算出しています。

第5節 現状と課題に関する認識

1 人口の現状と課題

(1) 人口推計

総人口は平成 7（1995）年をピークに減少しています。今後、対策を講じなかった場合はさらに減少し続け、令和 22（2040）年には 9,220 人まで減少することが見込まれています。

(2) 人口構成比

老年人口の割合は平成 27（2015）年の約 23%に対して令和 22（2040）年は約 37%と増加し、将来 3 人に 1 人は老年人口となり、高齢化の進行が予想されます。

これらのことから、人口規模や人口構成に合わせた施設のあり方を検討する必要があります。

2 施設の現状と課題

(1) 施設の老朽化

本町が保有する主要な公共施設の多くは、昭和 40（1965）年代後半から平成初期に整備されており、施設の老朽化が進んでいます。

延床面積の割合でみると、築 30 年を超える施設が延床面積全体の約 75%に達していることから、今後老朽化する施設の更新等にかかる財政的な負担が懸念されます。

(2) インフラの老朽化

インフラについては、社会生活の基盤であることから、安心で安全な状態を維持することは大変重要です。長寿命化等の取り組みによって更新費を抑制するとともに計画的な更新および維持修繕を行い、単年度費用を平準化する必要があります。

(3) 人材の不足

全国的に公共施設等の保全や更新に携わる技術職員が不足し、知識、技術の伝承や経験の蓄積が課題となっています。本町においても多くの老朽化対策を行ううえで同様の課題が生じており、技術職員の育成や人材確保に向けた取り組みを行う必要があります。

(4) 利用需要の変化

本町が保有する公共施設は、延床面積の合計が約 5.0 万㎡となっています。

内訳をみると、学校教育系施設が延床面積全体の 4 割超を占めていることから、少子高齢化が進む中で、利用に係る需要予測に基づき施設のあり方を検討する必要があります。

3 財政の現状と課題

今後、高齢化の進展により扶助費のさらなる増加が予想され、義務的経費以外に充てられる財源に制約が生じることが想定されます。

また、過去の施設関連経費およびインフラ関連経費の平均は約 4.9 億円/年であり、これを公共施設等への支出可能額とした場合、現在の公共施設等の規模を維持し続けると、平均で約 9.9 億円/年の不足が見込まれます。

限られた財源の中で、人口規模や人口構成に合わせた施設のあり方を検討し、施設を効率的かつ効果的に賢く使う取り組みが必要です。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

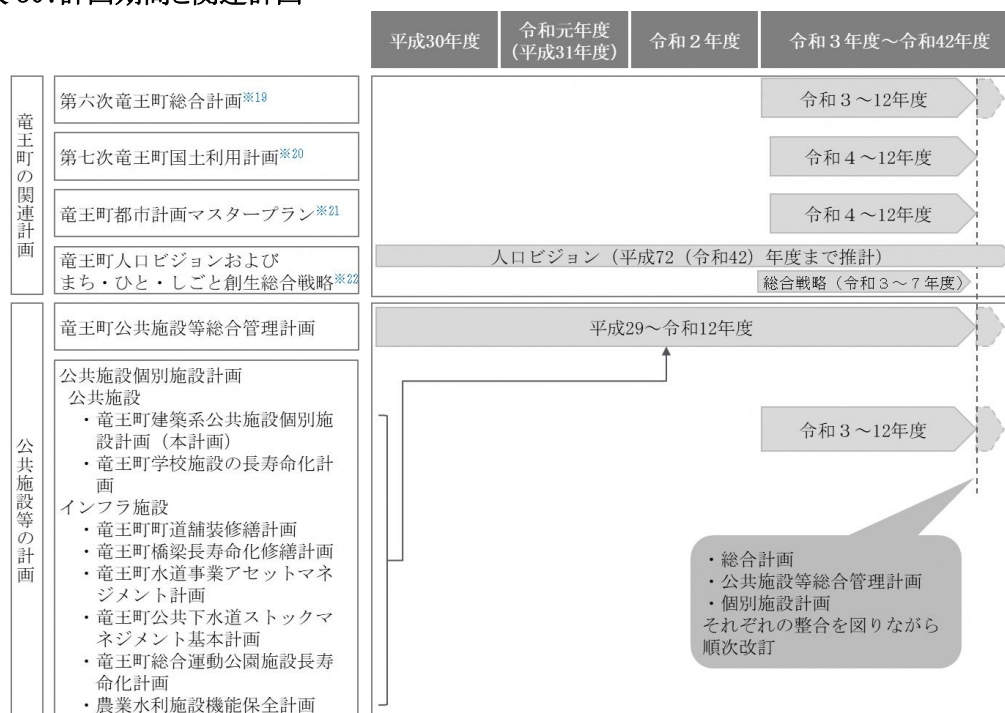
第6節 公共施設等のマネジメントの考え方について

1 計画期間について

公共施設等の更新は、数十年間の期間を見据えた中長期的な視点にたった検討を行うことが求められます。本町においては、今後公共施設等の大規模改修と建替えピーク期の到来が予測され、これらの更新時期を見据えた計画の策定が求められることから、総合管理計画の計画期間は、平成 29 (2017) 年度から令和 28 (2046) 年度までの 30 年間を見通し、社会情勢の変化に適確に対応するため、第一期を令和 12 (2030) 年度までとして計画を策定します。(図表 30)

なお、総合管理計画は「総合計画」を上位計画とし、その他の関連計画との整合性に留意していることから、関連計画の見直しの際には総合管理計画との整合を図ります。

図表 30: 計画期間と関連計画



※19 まちづくりの最上位計画で、竜王町の目指す将来像および施策の大綱等を示した「基本構想」と、構想を実現するための施策を体系化し、総合的・計画的な町政運営の指針となる「基本計画」、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、基本計画に示した施策を具体的な事業として定める「実施計画」で構成されたもの。

※20 国土利用計画法の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、竜王町の区域における国土(町土)の利用に関して必要な事項を定めたもの。

※21 「総合計画」等を踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方等を明確にし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後を目標年次とした都市計画の基本的な方針を示すもの。

※22 人口の現状と今後の人口展望を示した竜王町人口ビジョンと第五次竜王町総合計画との整合を図りつつ、長期的な視点にたった人口減少問題の克服や地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置付けた竜王町まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めたもの。

2 公共施設等のマネジメントの基本方針

公共施設等は、住民へのサービス提供の場であり、生活を支える基盤でもあります。また、住民生活にも深く関わりがあり、重要な資産といえます。しかし、本町の現状把握や課題分析の結果を踏まえると、現在保有する施設を維持し続けることは、大幅な財政状況の好転が見込めない限り困難であるということが明らかになりました。

今後は、個々の施設や施設類型をまたいだ優先順位付けを実施し、施設の保有量の適正化を図り、更新や維持管理にかかるコストの縮減や平準化を行うため、以下に掲げる基本方針により、必要となる取り組みや対策を実施します。

方針①【保有量の縮減】（総量の適正化）

住民の安全や、住民サービスに資する機能を確保しながら、既存施設を有効活用することで新たな整備を可能な限り抑制します。

また、社会情勢の変化や人口減少等に伴う住民ニーズの変化等を踏まえ、施設にかかる維持管理経費や更新費用を抑制するため、施設の複合化や統廃合（売却、民間委託等）による施設総量の適正化を図ります。

方針②【既存施設の保全】（質の維持・向上）

定期的に施設の点検・診断を行い、不具合が顕在化する前に修繕を実施する予防保全型の管理に努め、施設の性能、機能の維持を図ることにより、長寿命化を図ります。

また、本町の保有する公共施設等の対策の優先順位を考慮し、計画的に修繕や耐震性の確保を行い、利用者が安心して利用できる施設となるように努めます。

方針③【運営の見直し】（機能の効率化）

管理運営方針を見直し、民間資本や経営ノウハウの活用や周辺自治体との広域連携を検討し、効率的で効果的な施設運営を図ります。

また、職員の専門知識の蓄積や、公共施設等の保全・更新の業務に関する技術向上に努めるとともに、中長期的な視点に立った人材の確保や育成に取り組みます。

方針④【維持管理経費の縮減】（コストの縮減）

施設の運営に当たっては、機能の効率化を図り、維持管理コストの縮減を図るとともに、省エネルギー化への取り組みを実施し、光熱水道費の縮減を図ります。

3 公共施設等の管理の数値目標

今後の公共施設等のマネジメントに取り組むために、成果や進捗状況を把握することや住民との課題意識の共有のため施設保有量の縮減目標を設定します。

現在の全ての施設をこれまでと同様に更新することは困難であり、限られた財源の中で、どのように公共施設等を維持管理し続けられるか検討を行ってきました。

施設の全体を把握したうえで、保有量の見直しを行いました。保有量の縮減のみでは、不足額を解消することが難しく、財源確保への取り組み、長寿命化による更新費用の平準化、維持管理経費の縮減や運営の見直しなど様々な取り組みが必要であるとの結果になりました。

施設の保有量については、人口の推計やこれまでの検討結果を踏まえ、長期的な目標として30年間で延床面積を10%縮減することとします。

一方で今後、個別施設のあり方を検討し、各々の施設の方向性を決定していく必要があることから、直ちに保有量の縮減を行うことは困難であるため、短期的な目標として、施設の現状を考慮した以下の目標値を設定します。

ただし、数値目標は、計画の見直し時や社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。

数値目標	令和12（2030）年度までに公共施設の延床面積を2%程度縮減 （平成26（2014）年度比）
-------------	--

4 数値目標の検証

計画の改訂に伴い数値目標の達成状況について検証を実施しました。その結果、平成26（2014）年度と本計画改訂時点の令和2（2020）年度の総量を比較すると、新たな施設整備が継続していることから、保有量が約1.6%増加しています。

施設保有量の増加に結び付く課題としては、長期を見通した施設整備に係る計画が十分でないこと、施設間での機能が重複している可能性があること、施設の除却が進んでいないこと、庁内での整備に関する情報共有が不十分であることが挙げられます。

今後も竜王町コンパクトシティ化構想等による新規整備が予定されているため、長期的な視点を持った施設の必要性や規模・機能の適正化を検討します。

また、新規に整備が必要となった場合はいずれかの施設を減らす、「作る分を減らす」という考え方を徹底し、整備の際にはあわせて除却についても十分に検討することとします。さらに、本町全体の課題と捉え、庁内はもとより住民との情報共有に努め、整備の前に今後必要となる費用負担等について事前説明を行い、十分な検討を行うことで数値目標の達成に向けて取り組むこととします。

第7節 基本方針に基づく実施方針

1 公共施設等のマネジメントの実施方針

前節において定めた公共施設等のマネジメントの基本方針を踏まえ、公共施設等を適切に管理するための実施方針を公共施設とインフラに分けて整理します。

なお、各実施方針に掲げる事項は、厳しい財政状況を踏まえ、財政的な面（更新費の平準化、財源確保）を考慮しながら施設ごとの実施計画を策定し実施することとします。

(1) 公共施設に関する実施方針

方針①【保有量の縮減】（総量の適正化）

ア 新たな施設整備の実施方針

今後の財政状況はますます厳しい状況となることが予想され、限られた財源の中で、施設の新たな整備を行うことは基本的には困難であると考えられます。

新たな整備に当たっては、優先的に既存施設の有効活用を検討し、その施設が将来にわたって必要とされ、必要不可欠であると判断した場合にのみ行うものとします。

なお、新たに整備をする必要が生じたときは、本町全体の保有量の増加に留意し、総量規制の範囲内で施設の機能的な再編を含めた効率的かつ効果的な手法で整備します。

イ 統合や廃止の方針

（ア）社会情勢の変化への対応

本町の公共施設を取り巻く環境として、今後の人口減少や少子高齢化による施設ニーズの変化が予測されます。また、公共施設の整備から数十年を経過しているものについては、公共施設として果たす役割について見直す必要があります。

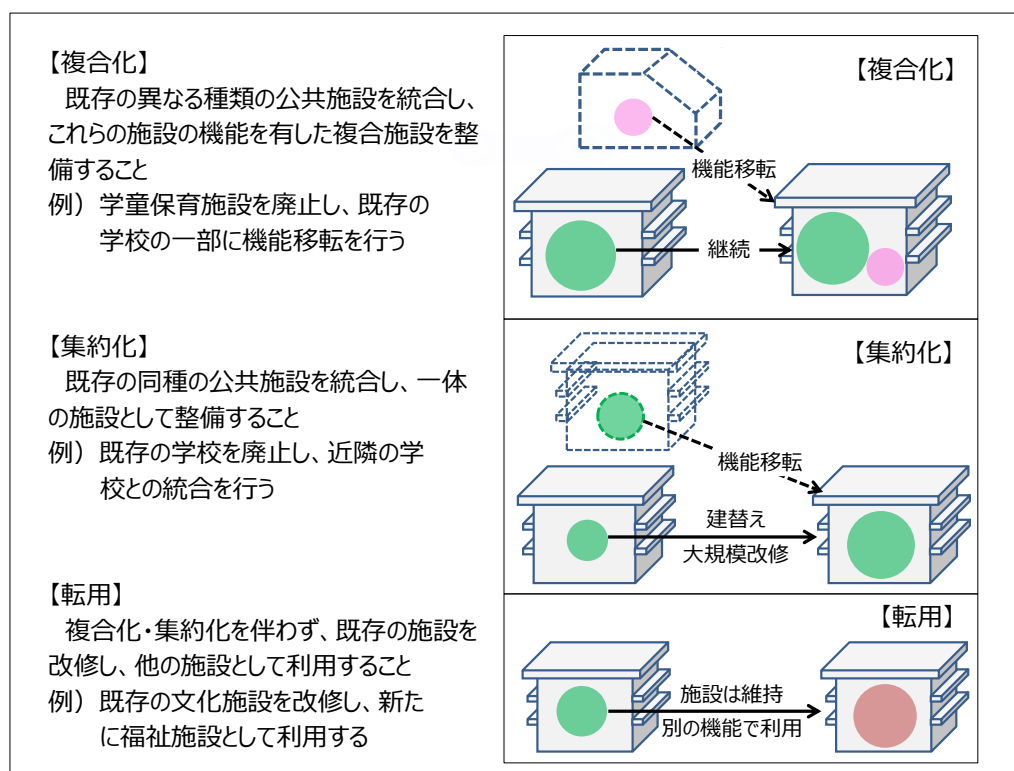
役割の見直しにおいては、現在の施設の利用需要、配置バランス、運営費等のライフサイクルコストや収支のバランス等を踏まえ検討し、代替可能と判断される施設等は複合化、集約化や廃止による施設の機能的な再編を実施し、必要な施設を安全に維持するため、総量の縮減を図ります。（図表 32）

（イ）施設の有効活用

廃止することが適正であると判断された施設で建物性能が高い施設については、施設の総保有量に留意した上で転用や民間への売却および貸し付けを検討します。（図表 32）

廃止することが適正であると判断された施設のうち老朽化が顕著であり、建物としての性能が不十分である施設については、利用者の安全確保の観点から除却することを基本とします。除却によって生じた跡地については、有効活用ができるか検討し、不要であれば民間への売却や貸し付けを検討します。

図表 32:公共施設の複合化・集約化・転用の考え



方針②【既存施設の保全】(質の維持・向上)

ア 点検・診断の実施方針

これまで実施してきた日常点検や定期点検、法定点検を確実に実施するとともに、今後は、公共施設簡易点検マニュアルを活用し、施設管理者による定期的な目視点検や劣化状況の把握を確実に行之、情報を蓄積します。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(ア) 予防保全の実施

日常点検や定期点検結果を基に、効率的・計画的な修繕、更新を実施します。施設の修繕は、不具合が顕在化する前に修繕を実施する予防保全型の考え方を導入して、施設の性能や機能の維持を図ります。

(イ) 優先順位の明確化

個別施設の修繕にあたっては、緊急性や利用状況、避難所であることを考慮したうえで、優先順位を明確化し、効率的かつ計画的に実施します。

(ウ) 維持管理や修繕情報の蓄積

固定資産台帳を活用し、維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を整理し、今後の修繕計画に活用します。

ウ 安全・耐震性確保の実施方針

(ア) 施設の修繕および耐震化

施設の果たすべき役割や住民ニーズを勘案し、今後とも必要であると判断した施設については、施設の修繕や耐震性の確保を行い、施設性能の維持、向上を図るとともに、災害による倒壊や損傷を防止します。

(イ) 危険な施設の除却

防犯・防災・事故防止の観点から、老朽化により使用停止中の施設や、利用者ニーズの変化に伴い、当初の設置目的がなくなった施設で老朽化が顕著である施設については、除却を推進します。

エ 長寿命化の実施方針

(ア) 長寿命化による施設の保全

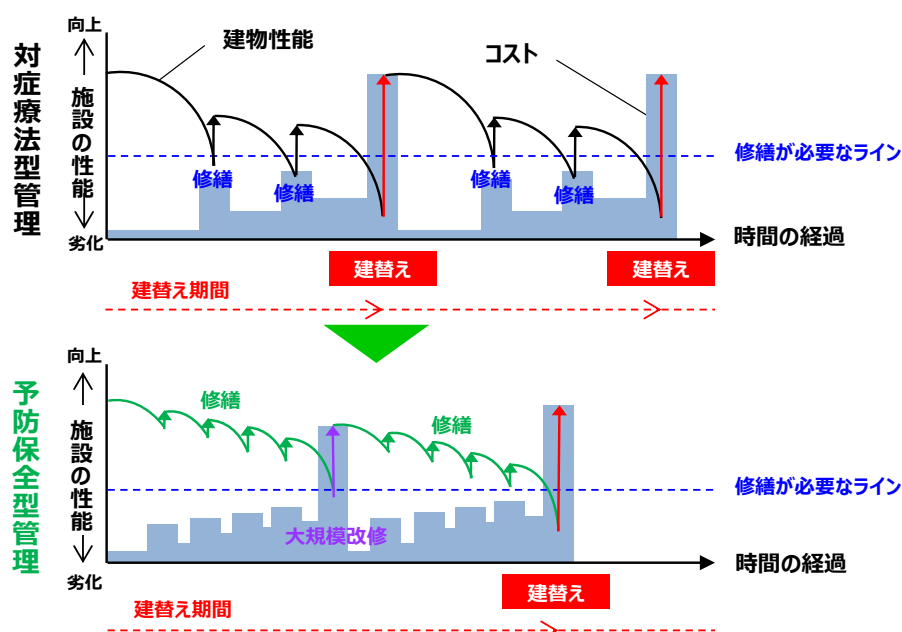
不具合が顕在化してから対応する対症療法型管理ではなく、点検診断等により劣化箇所の有無や兆候を早期に把握し、対応する予防保全型管理を進めます。また、着実に点検等を実施することにより劣化箇所の有無や兆候を早期に把握したうえで、建物や設備等の性能、機能の維持を図ることにより、長寿命化を推進していきます。

また、長期的に維持していく施設と今後廃止する施設に分類したうえで、長期的に維持していく施設については、大規模改修等を実施し、長寿命化によってライフサイクルコストを縮減します。(図表 33)

(イ) 更新費用の平準化

長寿命化によってライフサイクルコストを縮減するとともに、更新時期の調整による財政負担の軽減や平準化により中長期的経費の不足額を改善します。

図表 33: 対症療法型管理と予防保全型管理の施設性能比較図



オ ユニバーサルデザイン化の推進方針

国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の内容を踏まえ、公共施設の改修等とあわせてユニバーサルデザイン化の推進を図ることで、すべての利用者が安心・安全に公共施設を利用できるような整備を推進します。

カ 脱炭素化事業の推進方針

令和 3（2021）年 10 月に閣議決定された地球温暖化対策計画（以下「温暖化対策計画」という。）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することが規定されています。

このため、公共施設においても太陽光発電の導入、ZEB^{※23}の実現、省エネルギー改修の実施および LED 照明の導入など、脱炭素化を目指した取組を推進することとします。

方針③【運営の見直し】（機能の効率化）

ア 運営形態の見直しに関する実施方針

（ア）運営形態の見直し

民間施設と競合しているものは行政として提供するサービスの必要性を検討し、効率的、効果的な施設運営が見込まれる場合は、指定管理者制度の導入や、地域や民間への施設の売却や貸し付けを検討し、運営形態の見直しを進めます。

また、民間の資金や経営能力、技術力を活用する等、低廉で、良質なサービスの提供が期待できる PFI 方式^{※24}等の導入について検討します。

（イ）周辺自治体との広域的連携

有効性や効率性を考慮し、周辺自治体との広域連携や、国や県、民間施設の共同利用、有効利用について検討します。

（ウ）組織の効果的な運営

技術職員の確保や育成を行うとともに、限られた予算や人材で施設の安全性や利便性を維持していくために、他団体との連携による技術職員の集約化、民間事業者との連携等を検討します。

※23 Net Zero Energy Building の略。

一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物。

※24 Private Finance Initiative の略。

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。（総務省 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より）

方針④【維持管理経費の縮減】（コストの縮減）

ア 維持管理経費の縮減に関する実施方針

（ア）長寿命化による更新費用の縮減

長期的に維持していく施設については、大規模改修を実施して、施設の長寿命化を図り、長期的な視点での更新費用の縮減を行います。

（イ）維持管理の最適化

民間資本や経営ノウハウの活用や周辺自治体との広域連携を検討し、効率的で効果的な施設運営を図り、維持管理コストの縮減を図るとともに、省エネルギー化への取り組みを実施し光熱水道費の縮減を行います。

イ 使用料の見直しに関する実施方針

公共施設の維持管理経費は、利用者からの使用料や住民からの税収によって賄っていることから、住民負担の公平性を踏まえ、適正な利用者負担となるよう使用料の見直しを図ります。

（2）インフラに関する実施方針

方針①【保有量の縮減】（総量の適正化）

ア 新たな施設整備の実施方針

人口減少により、今後人口密度が低下し、施設サービスの効率低下が予測されることから、将来の立地適正化を見据えた計画的なインフラ整備を行います。

イ 既存施設の整備に関する実施方針

インフラは、住民生活を支える社会的基盤施設であり、人口減少が保有量の縮減に直ちに繋がるものではありませんが、最適な配置となるよう努めます。

方針②【既存施設の保全】（質の維持・向上）

ア 点検・診断の取り組み方針

日常のパトロールによる点検や定期点検・診断を行い、劣化状況や対策が必要な箇所の把握を行い、劣化情報を蓄積し、今後の修繕計画の策定に活用します。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

（ア）予防保全の実施

日常点検や定期点検から得られた情報から計画を策定し、効率的・計画的な修繕や更新等を実施します。

(イ) 修繕および更新

維持管理には大きなコストが必要となることから、日常点検や定期点検等の結果を基に、損傷の原因や施設に求められる機能や規模、安全性、ライフサイクルコストを考慮し、効率的で効果的な維持管理の方法を検討し、修繕や更新等を実施します。

また、環境負荷やコストの縮減、耐久性が向上する技術・工法の積極的な導入を検討します。

なお、老朽化が著しい施設は使用に影響が生じる前に計画的に修繕や更新等を行い、機能の低下を抑制します。

(ウ) 維持管理や修繕情報の蓄積

維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を整理し、今後の修繕計画に活用します。

ウ 安全・耐震性確保の取り組み方針

(ア) 施設の修繕および耐震化

インフラは、住民生活を支える社会的基盤施設であり利用者の安全性が確保される必要があります。このことから、点検や診断結果に基づき、劣化箇所の修繕や、未耐震の施設や設備の耐震化を図ります。

なお、災害時の対応を考慮し、避難場所となる公共施設への避難路や緊急輸送道路として使用される道路や橋梁については、安全性を確保するため更新を優先的に実施することを検討します。

(イ) 危険な施設の除却

事故防止やコスト縮減の観点から、今後の利用見込みがないインフラについては、供用廃止や除却を検討します。

エ 長寿命化の取り組み方針

既に長寿命化計画が策定されている施設や設備については、財政負担とのバランスを考慮しながら、計画に基づいて事業の実施を行い、長寿命化計画が未策定の施設については計画の策定を実施します。

オ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設と同様に、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の内容を踏まえ、インフラの整備等とあわせてユニバーサルデザイン化の推進を図ることで、すべての利用者が安心・安全にインフラを利用できるような整備を推進します。

カ 脱炭素化事業の推進方針

公共施設と同様に、温暖化対策計画に沿った省エネルギー工事の実施、LED 照明の導入など、脱炭素化を目指した取組を推進することとします。

方針③【運営の見直し】（機能の効率化）

ア 多様な主体との連携に向けた取り組み方針

良質なサービスの提供が行えるよう、広域的な利用が見込まれるインフラについては、国や県、周辺自治体との連携による共同利用や事務の効率化を検討します。

イ 財源の確保に向けた取り組み方針

インフラの修繕や更新等に当たっては、財源の確保を行うため、補助制度の活用に努めるとともに、PPP^{※25}やPFIによる民間資本を活用した更新財源の確保を検討します。

ウ 組織の効果的な運営

本町のみならず全国的に技術職員の不足が課題とされています。

技術職員の確保や育成を行うとともに、限られた予算や人材で施設の安全性や利便性を維持向上していくために、他団体との連携による技術職員の集約化や、民間事業者との連携等を検討します。

方針④【維持管理経費の縮減】（コストの縮減）

ア コスト縮減に向けた取り組み方針

更新に当たっては、ライフサイクルコストを抑制し、維持管理が効率的に実施できる構造となるよう努めます。

また、長寿命化によって更新のピーク時期を調整、平準化することで、中長期的経費の不足を改善します。

2 計画の進捗管理・情報共有等の方針について

ア 全庁的な取り組み体制の構築および情報管理・共有の方策

- ・総合管理計画に基づく取り組みの推進や全庁的な調整を図るための情報を共有する仕組みを構築し、全庁的に効率的、効果的な公共施設等の管理を行います。
- ・公共施設等の維持管理を効率的・効果的に推進していくためには、施設の情報を適切に管理し蓄積する必要があります。これらの蓄積された情報を一元管理し、施設所管課との連携を図り、それぞれの施設が最大の効果を発揮できるよう、情報共有を行います。

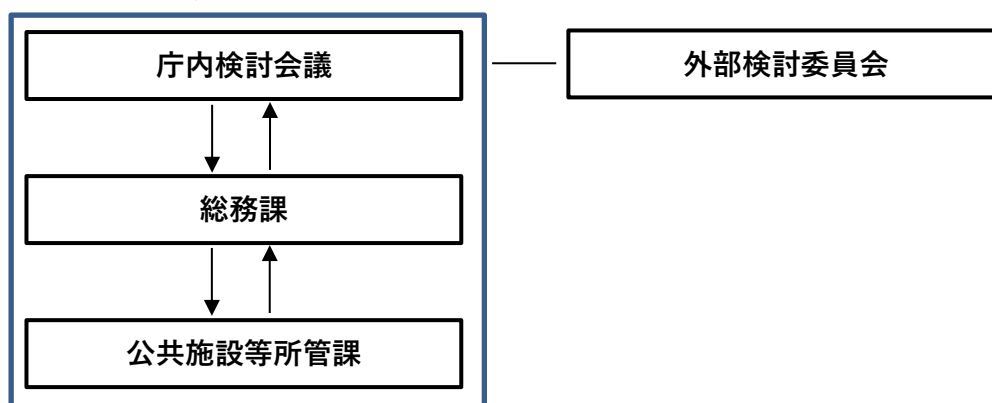
※25 Public Private Partnership の略。

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。（総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より）

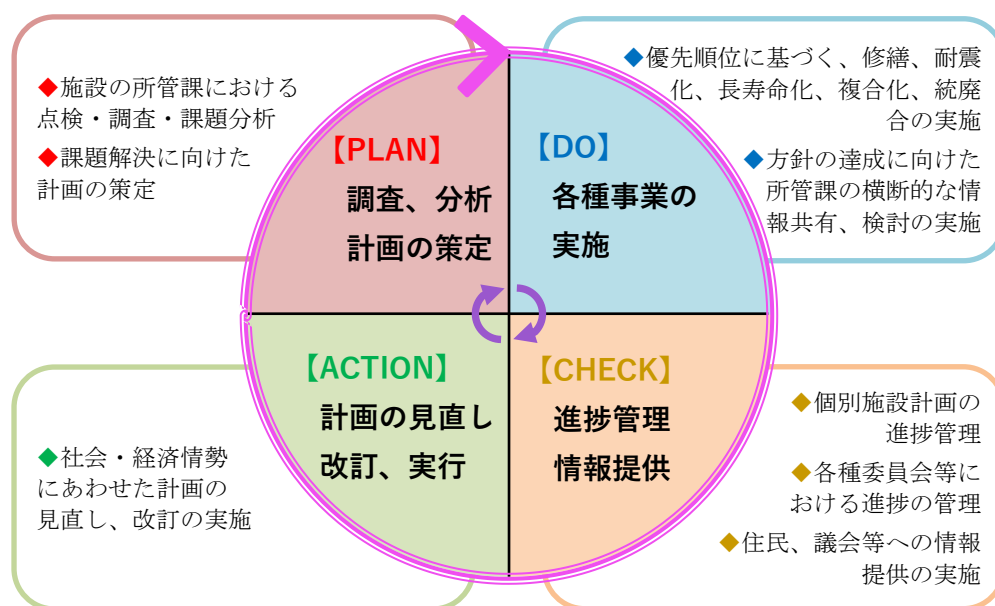
イ 計画のフォローアップについて

- ・ 総合管理計画のフォローアップのため、推進体制を構築します。(図表 34)
- ・ 総合管理計画と個別施設計画を効果的に推進するために PDCA サイクルを活用することとし、総合管理計画で掲げた取り組み事項の実施状況や、個別施設計画の作成状況、総合管理計画と個別施設計画の整合性が確認できるよう、「各種事業の実施 (DO)」、「進捗管理、情報提供 (CHECK)」については毎年実施します。(図表 35)
- ・ 総合管理計画の見直しについては、毎年実施する「各種事業の実施 (DO)」、「進捗管理、情報提供 (CHECK)」の結果を踏まえて実施します。次回の見直しは令和 3 (2021) 年度の改訂から 10 年後、第一期終期の令和 12 (2030) 年度に実施することを基本とし、今後の財政状況や社会経済情勢の大きな変化、見直しが生じた場合にも、必要に応じて適宜見直しを行います。

図表 34: 総合管理計画の PDCA 推進体制



図表 35: PDCA サイクルによる総合管理計画の推進や見直しのイメージ



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を基に、現状や課題を踏まえたうえで、特性に応じた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を設定します。

本章で整理している対象施設、数値等の考え方は以下のとおりです。

(1) 対象施設

本章では 50 m²未満の施設を除いて整理しています。50 m²未満の施設は、属する施設類型の取り組み方針に基づき実施します。

令和 3(2021)年度中に整備または除却された施設の状況を反映して記載しています。

(2) 同一施設に複数の棟がある場合

施設の建築年度は、施設内で最も延床面積の大きい建物を記載しています。

第1節 公共施設の管理に関する基本的な方針

1 文化系施設

(1) 施設概要

図表 36:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
公民館	竜王町公民館	6	2921.5	—	●	1974	47	有	有
	竜王町公民館別館(工芸室)	1	103.7	—	—	1971	50	無	無
平均		—	1512.6	—	—	1973	49	—	—
合計		7	3025.1	0	1	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・公民館は築 30 年以上が経過しており、令和 16（2034）年度に耐用年数を迎えます。 ・公民館別館（工芸室）は、耐震性がない建物です。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・公民館については大規模改修を行わず、施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を計画的に実施することで、劣化状況や危険度を把握します。 ・修繕等の必要箇所について、利用者に危険が及ばないよう予防保全に努め、迅速、適切に対応するとともに、極力コストを抑えながら施設の維持を行います。 ・まちづくり、ひとづくりの活動拠点として、施設の有効活用と活動の一層の充実に資する施設管理に努めます。 ・点検、診断、修繕履歴等を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。 ・施設の利用状況を把握し、収入と支出のバランスを考慮した経営的視点をもった運営を目指します。 ・公民館別館（工芸室）は耐震性がなく、除却を行います。 ・公民館については、将来を見据える中、ハードおよびソフト面において求められる機能を精査した上で、経費等を考慮し、地域コミュニティ活動の拠点整備や他の施設との複合化等を考慮しつつ、その適正規模を見定めて耐用年数に至るまでに施設整備を検討します。

2 社会教育系施設

(1) 施設概要

図表 37:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
図書館	竜王町立図書館	1	1939.0	—	—	1999	22	有	無
平均		—	1939.0	—	—	1999	22	—	—
合計		1	1939.0	0	0	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・ 築 20 年を経過していますが、残存年数もあり、現在のところ大きな修繕が必要な箇所はありません。 ・ 耐震性は確保されています。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・ 施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を計画に実施することで、老朽化状況や危険度を把握します。 ・ 点検、診断、修繕履歴等を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。 ・ 予防保全型による維持管理手法により長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化および抑制に努めます。 ・ 第 3 期竜王町立図書館基本計画に基づき生涯学習の一拠点として運営します。 ・ 民間事業者のノウハウを活用し、維持管理経費の縮減を進めます。 ・ 図書館の修繕に当たっては、施設のあり方の検討を行いながら、財政面を考慮し、町全体の公共施設等の修繕等に関する優先順位に基づき「竜王町建築系公共施設個別施設計画（令和 3（2021）年 3 月）」を踏まえた施設の長寿命化に向けた改修を検討します。

3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設概要

図表 38:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
スポーツ・レクリエーション施設 観光施設	竜王町立武道交流会館	3	924.4	—	—	2009	12	有	無
	竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」	13	902.5	●	—	1991	30	有	無
	竜王町農林公園施設	7	889.6	●	—	1999	22	有	無
	道の駅竜王かがみの里	3	1235.6	●	—	2003	18	有	無
平均		—	988.0	—	—	2001	21	—	—
合計		26	3952.2	3	0	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・妹背の里は、築 30 年以上経過しており、広場内の建物や工作物等の老朽化が進んでいます。 ・耐震性については、全ての建物で確保されています。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度の把握を行い、点検・診断等の結果の履歴を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。 ・妹背の里は、土地の特性や維持管理コストを考慮した建物の配置を検討します。 ・妹背の里の修繕に当たっては、施設のあり方の検討を行いながら、財政面を考慮し、町全体の公共施設等の修繕等に関する優先順位に基づき、計画的な改修を行うこととします。ただし、安全性を最優先とし、予防保全に努め、必要に応じて修繕を実施します。 ・予防保全型による維持管理手法により長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化および抑制に努めます。 ・使用料については適正な価格となるよう随時見直しを行うとともに、施設の利用状況を把握し、収入と支出のバランスを考慮した経営的視点をもった運営を目指します。 ・将来の人口減少や財政状況を考慮したうえで、町が保有することの必要性を検討します。

4 産業系施設

(1) 施設概要

図表 39:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物 棟数 (棟)	延床 面積 (㎡)	指定 管理	避難所 指定	建築 年度 (年)	建築 年数 (年)	耐震	
								有無	改修
産業系施設	竜王町農村女性の家	2	276.9	—	—	1981	40	有	無
	竜王町農村環境改善センター	2	1005.9	●	●	1994	27	有	無
	竜王町地域産業研修センター	1	836.8	●	—	1997	24	有	無
	農村田園資料館	1	493.2	●	—	1999	22	有	無
	竜王町シルバーワークプラザ	1	352.0	●	—	2000	21	有	無
	滋賀竜王工業団地管理棟	1	82.0	—	—	2019	2	有	無
	竜王町勤労福祉会館	1	304.0	—	—	1990	31	有	無
平均		—	478.7	—	—	1997	24	—	—
合計		9	3350.8	4	1	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・ 築 20 年以上の建物が多く、10 年以内に大規模改修の時期を迎えます。 ・ 農村女性の家については、築 40 年が経過しようとしており、今後 10 年で耐用年数を迎えます。 ・ 耐震性については、全ての建物で確保されています。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・ 施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度を把握します。また、点検・診断等の結果の履歴を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。 ・ 指定管理者制度を導入している施設は、受託者等と施設の状況について協議しながら点検・診断等を実施します。 ・ 予防保全型による維持管理手法により長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化および抑制に努めます。 ・ 施設ニーズの変化、利用状況、建物性能、維持管理等を踏まえて評価を行い、評価の結果を基に、あり方の検討の中で、施設の複合化や集約化、転用等についても検討します。 特に農村女性の家については、今後 10 年で耐用年数を迎えるため、今後の施設のあり方について方向性を決定し、廃止を行う場合は、現在の利用状況を踏まえて他の施設へ機能の集約化等を行います。 ・ 使用料を定める施設については、施設の利用状況を把握し、収入と支出のバランスを考慮した経営的視点をもった運営を目指します。

- ・農村環境改善センター、地域産業研修センター、農村田園資料館、勤労福祉会館の修繕に当たっては、施設のあり方の検討を行いながら、財政面を考慮し、町全体の公共施設等の修繕等に関する優先順位に基づき「竜王町建築系公共施設個別施設計画（令和3（2021）年3月）」を参考にして必要に応じて修繕を実施します。

5 学校教育系施設

(1) 施設概要

図表 40:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
学校施設	竜王小学校	15	6755.4	—	●	1971	50	有	有
	竜王西小学校	13	6356.3	—	●	1987	34	有	無
	竜王中学校	18	8635.4	—	●	1979	42	有	有
その他教育施設	竜王町学校給食センター	5	747.8	—	—	1979	42	無	有
平均		—	5623.7	—	—	1979	42	—	—
合計		51	22494.9	0	3	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
- すべての建物が築 30 年以上を経過し、多くの建物が改修時期を迎えています。 - 学校は耐震性が確保されています。 - 学校給食センターは旧耐震基準の建物です。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
- 建築基準法第 12 条に基づき、専門家による 3 年に一度の法定点検（基礎、外壁、躯体、屋上・屋根、防火設備、避難施設等）を確実に実施します。また、点検・診断等の結果の履歴を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。 - 予防保全型による維持管理手法により長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化および抑制に努めます。 - 竜王小学校については、コンパクトシティ化構想における中心核整備で、令和 7（2025）年度を目標に移転新築する計画であり、竜王中学校および竜王西小学校については、竜王町学校施設の長寿命化計画に基づき、長寿命化改修することにより計画的に機能向上と機能回復を行い、今後の維持・更新コストを抑制します。 - 学校給食センターは、旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいますが、コンパクトシティ化構想の中で施設の再整備を計画しています。その間においては適正な施設管理により本計画との整合を図りながら必要な対応を進めていきます。

6 子育て支援施設

(1) 施設概要

図表 41:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
学校施設	竜王幼稚園	7	1694.8	—	—	1974	47	有	無
	竜王西幼稚園	7	1260.6	—	—	1988	33	有	無
幼児・児童施設	竜王町学童保育所	1	197.9	—	—	2012	9	有	無
平均		—	1051.1	—	—	1991	30	—	—
合計		15	3153.3	0	0	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・幼稚園は築 30 年以上を経過した建物が 60%以上を占めており、改修時期を過ぎている築 40 年以上を経過した建物も 30%以上あり、これらの建物の改修を検討する必要があります。 ・竜王町学童保育所は平成 25（2013）年度から供用開始された建物で、施設は当面の間、施設の修繕は不要です。 ・耐震性については、全ての建物で確保されています。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度を把握します。また、点検・診断等の結果の履歴を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。 ・予防保全型による維持管理手法により長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化および抑制に努めます。 ・竜王幼稚園については、コンパクトシティ化構想における中心核整備で、認定こども園として移転新築する計画です。 ・竜王西幼稚園の園舎については、幼稚園の認定こども園化に伴い、新たな施設の確保が必要とされている西小学校区の学童保育所として利用します。 ・コンパクトシティ化構想により新たな学童保育施設が整備される予定であり、現有施設については新施設整備後、除却を含めて施設の適正な配置について検討します。

7 保健・福祉施設

(1) 施設概要

図表 42:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
保健施設	竜王町保健センター	1	665.0	—	—	1984	37	有	無
福祉施設	竜王町福祉ステーション	1	421.3	—	—	2000	21	有	無
	鵜川ふれあいプラザ	1	250.1	●	●	2000	21	有	無
	岡屋ふれあいプラザ	1	151.4	●	—	2000	21	有	無
	弓削ふれあいプラザ	1	235.3	●	—	2001	20	有	無
	鏡ふれあいプラザ	1	247.0	●	—	2002	19	有	無
平均		—	328.4	—	—	1998	23	—	—
合計		6	1970.1	4	1	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・保健センターは築 30 年以上を経過しており、大規模改修の時期を迎えています。 ・福祉ステーション、ふれあいプラザについては、中規模・大規模改修時期にはないものの、一部劣化箇所も見られることから、必要な修繕を行いつつ管理する必要があります。 ・耐震性については全ての施設で確保されています。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度を把握します。また、点検・診断等の結果の履歴を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。 ・予防保全型による維持管理手法により長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化および抑制に努めます。特に福祉施設は建築年度が近いため、長寿命化や計画的な更新を実施することにより、施設の修繕や更新等の時期の集中を回避します。 ・ふれあいプラザは、高齢社会において効果的な活用を行い、他主体との連携による効率的で効果的な運営に努めます。 ・保健センターの修繕に当たっては、財政面を考慮しつつ、センター機能を維持しながら、本町全体の公共施設等の修繕等に関する優先順位に基づいて、計画的な改修を行うこととします。ただし、安全性を最優先とし、予防保全に努め、必要に応じて修繕を実施します。 ・福祉ステーション、ふれあいプラザの修繕に当たっては、財政面を考慮し、本町全体の公共施設等の修繕等に関する優先順位に基づき「竜王町建築系公共施設個別施設計画（令和 3（2021）年 3 月）」を参考にして必要に応じて修繕を実施します。

8 医療施設

(1) 施設概要

図表 43:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
医療施設	竜王町医科診療所	1	1024.5	●	—	2021	0	有	無
	竜王町歯科診療所	2	163.5	—	—	1976	45	無	無
平均		—	594.0	—	—	1999	23	—	—
合計		3	1188.0	1	0	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・ 医科診療所については、令和 3（2021）年度に新しい施設を整備しました。 ・ 歯科診療所は、築 40 年以上を経過しており老朽化が進み、耐震化が必要な建物です。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・ 歯科診療所は、施設の設置から長年経過しており、耐震性がなく、老朽化が進行していることを踏まえ、施設の役割、あり方について、民間医療機関との協働の可能性や広域的な視野を含めて検討します。 ・ 予防保全型による維持管理手法により長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化および抑制に努めます。 ・ 歯科診療所の修繕に当たっては、施設のあり方の検討を行いながら、財政面を考慮し、本町全体の公共施設等の修繕等に関する優先順位に基づき「竜王町建築系公共施設個別施設計画（令和 3（2021）年 3 月）」を参考にして必要に応じて修繕を実施します。

9 行政系施設

(1) 施設概要

図表 44:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
庁舎等	竜王町総合庁舎	5	5253.5	—	—	1982	39	有	有
消防施設	竜王町防災センター	1	1303.4	—	—	2003	18	有	無
	コミュニティ消防センター	1	168.0	—	—	2000	21	有	無
	地域防災拠点施設(山之上)水防備蓄倉庫	1	126.0	—	—	2015	6	有	無
	竜王町北東部地区防災拠点施設	1	91.7	—	—	2017	4	有	無
	竜王町西部地区防災センター	1	82.0	—	—	2017	4	有	無
	竜王南部地区防災センター	1	951.8	—	—	1972	49	無	無
平均		—	1139.5	—	—	2001	20	—	—
合計		11	7976.4	0	0	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・総合庁舎本館については、令和元（2019）年度に耐震補強工事を行い、耐震性の確保を図りました。 ・総合庁舎別館については、住民福祉部門の本館への移動に伴い、産業建設部門の執務室として利用するため改修を予定しています。 ・竜王南部地区防災センター（岡屋）以外は耐震性が確保されています。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度を把握します。また、点検・診断等の結果の履歴を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。 ・老朽化が著しい施設は、施設運営に影響が生じる前に修繕や更新等を実施します。実施に当たっては、施設の重要度や劣化状況を勘案し、優先度の高い施設から計画的に修繕や更新等を行います。 ・予防保全型による維持管理手法により長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化および抑制に努めます。 ・コンパクトシティ化構想が進められる中で、行政機能・生涯学習機能・生活利便施設・健康福祉機能・安心・安全機能の集積・機能充実に向けて、将来需要と有効活用方策を考慮した利便性の高い施設配置に努めます。 ・総合庁舎は、財政面を考慮し、本町全体の公共施設等の修繕等に関する優先順位に基づき、計画的な改修を行うこととします。ただし、安全性を最優先とし、予防保全に努め、必要に応じて修繕を実施します。

また、窓口ワンストップ化の取組の中で、すべての人が利用しやすい庁舎となるようにバリアフリー化を行い、ワンストップ化により必要となる執務室を増やすため、令和4（2022）年度において別館改修工事を行います。

- ・ 竜王南部地区防災センター（岡屋）は、施設の除却を進めます。

10 その他

(1) 施設概要

図表 45:施設保有状況

用途	施設名称	施設情報				代表建物情報			
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	避難所指定	建築年度 (年)	建築年数 (年)	耐震	
								有無	改修
その他	公用車庫および倉庫	3	774.2	—	—	1982	39	無	無
	旧BDFプラント格納倉庫	1	66.3	—	—	1990	31	有	無
	旧竜王町医科診療所	3	514.8	—	—	1982	39	有	無
平均		—	451.8	—	—	1985	36	—	—
合計		7	1355.4	0	0	—	—	—	—

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・ BDF プラント格納倉庫として使用していた倉庫については、用途を変更し、解体予定の倉庫に格納していた物品を収納するため、倉庫として利用しています。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・ 医科診療所の旧施設は、新施設の整備に伴い除却を行います。 ・ 施設運営に影響が生じる前に修繕や更新等を実施します。実施に当たっては、施設の重要度や劣化状況を勘案し、優先度の高い施設から計画的に修繕や更新等を行います。 ・ 予防保全型による維持管理手法により長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の抑制に努めます。 ・ 総合庁舎周辺に配置されており、今後の施設機能の必要性を考慮したうえで、施設の規模等を検討します。

第2節 インフラの管理に関する基本的な方針

1 道路(町道、農道、林道)、橋梁

(1) 施設概要

本町が保有する道路の延長は、町道が約 116,757m、農道が約 83,154m、林道が約 4,673m となっており、本町が保有する橋梁は、延長約 1,569m、総面積約 11,200 m²となっています。

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題

- ・町道は全体で約 118,325m を保有し、未改良の割合が半数程度です。また、幅員 4.5m 未満の割合は 4 割程度です。町道舗装の劣化が進んでいる中で、今後多額の更新費が必要となることが予測されています。
- ・令和 2 (2020) 年度現在で町道橋は 127 橋あり、このうち、共用から 50 年を超える橋は 46 橋あり、今後 10 年のうちには 83 橋、20 年後には 105 橋に増加します。今後これらを維持管理していくためには多額の更新費が必要となることが予測されています。

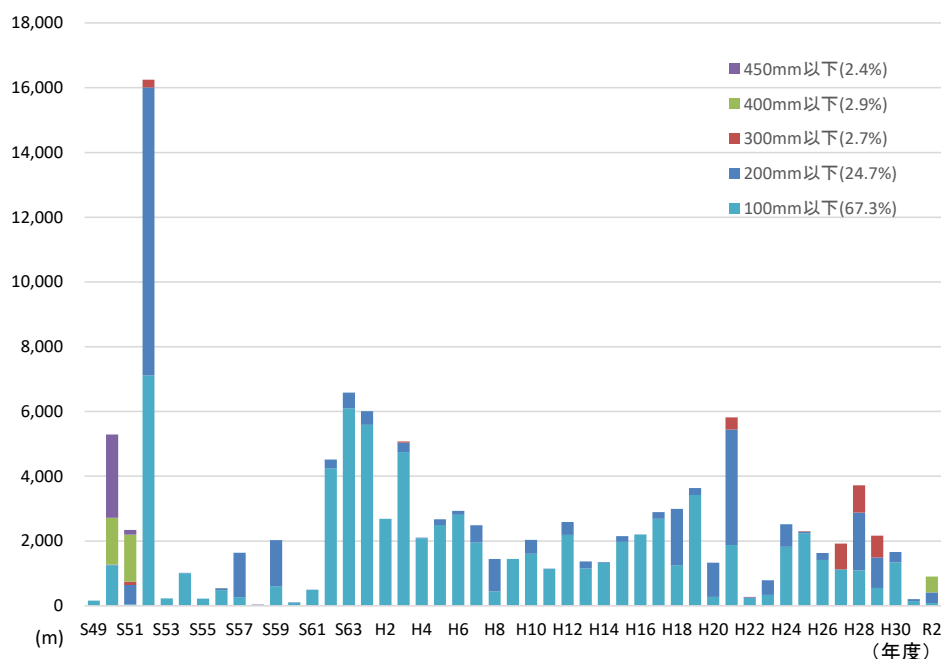
維持管理、更新等に関する取り組み方針

- ・道路の点検は日常的なパトロールによる点検等を実施します。
- ・橋梁の点検は 5 年に 1 回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性の診断結果を 4 つの区分に分類します。
- ・道路については、パトロールや点検等により損傷状況を把握し、重要度や第三者への被害が大きい箇所等の優先順位を設けて補修・修繕工事を行い安全性の確保を図ります。また、幹線規模の町道については、「舗装修繕計画」に基づき計画的に工事を進め費用の縮減や平準化を図ります。
- ・橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に工事を進め修繕費用の縮減や平準化を図りつつ、安全・安心を確保します。

2 上水道

(1) 施設概要

図表 46: 上水道(管きょ)の管径別保有状況



(2) 現状と課題および今後の方針

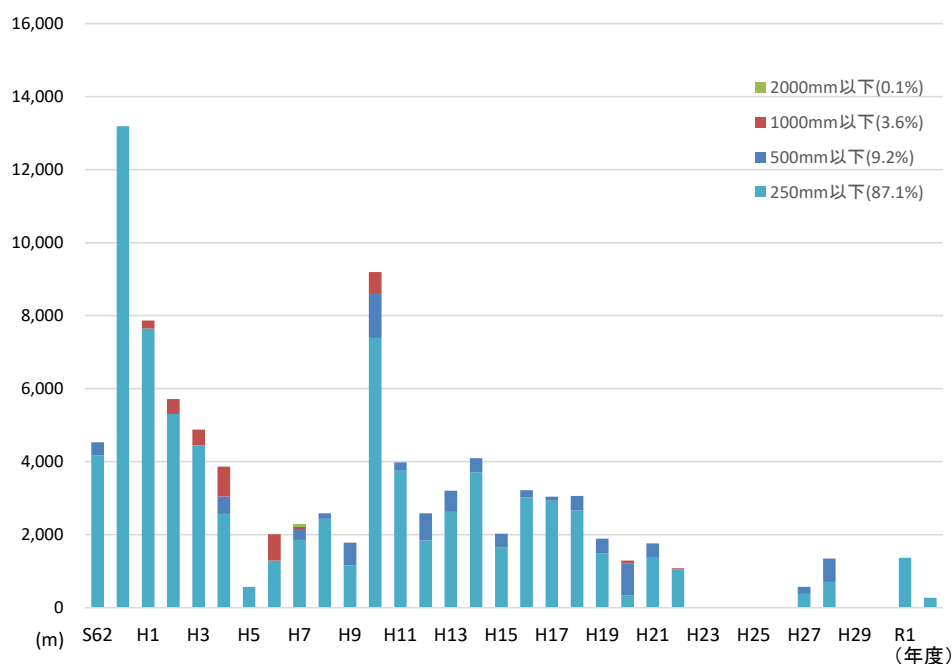
現状と課題
・ 上水道（管きょ）は全体で約 138,947m を保有し、全体の約 43.3% が築 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいます。 ・ 本町の上水道普及率は、令和 2（2020）年度現在で約 96.5% となっており、開発に合わせた整備を行うとともに、随時、老朽管の布設替を行っています。 ・ 既に法定耐用年数である 40 年を経過した施設は更新の時期を迎えているため、今後、更新費用の増大が見込まれています。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・ 上水道（管きょ）については、定期的な漏水調査、管路・水管橋等の安全点検等を計画的に実施します。 ・ 上水道（管きょ）の更新の際は、耐久性を有する管種を使用することにより、安全性・耐震性の確保に努めるとともに、ライフサイクルコストの削減を図ります。 ・ 安全点検等の結果に基づき、上水道（管きょ）の補修・更新計画を策定するとともに、漏水事故等が発生した場合、速やかな修繕工事を実施します。 ・ 人口規模等を考慮した将来の水需要に応じた適正規模での施設の更新を図ります。

3 下水道

(1) 施設概要

図表 47: 下水道(管きょ)の管径別保有状況



(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題
・下水道（管きょ）は全体で約 108,831m を保有しています。 ・処分制限期間 20 年を超え、老朽化に伴う劣化が想定される管きょは約 63km となっています。今後は老朽化が進み、修繕や改築を必要とする施設は年々増加し、道路陥没や不明水量の増大といった機能障害の発生確率が高まると予測されます。（竜王町下水道ストックマネジメント基本計画より） ・本町の下水道普及率は、令和 2（2020）年度現在で約 91.8% となっており、地域の状況に応じた下水道整備、普及を進めています。 ・下水道事業については、一般会計からの繰り入れがあり、建設コストの縮減等が必要となっています。

維持管理、更新等に関する取り組み方針
・計画的な施設の点検を踏まえて、老朽化した箇所や町民の生活に影響が大きい箇所から計画的に修繕や改築を進めていきます。 ・「下水道ストックマネジメント基本計画」に基づき、施設の延命化を図ることにより、現有する施設を最大限に活用し、再構築のコスト縮減を図ります。

4 公園

(1) 施設概要

本町の都市公園は1箇所（総合運動公園）となっています。

(2) 現状と課題および今後の方針

現状と課題

- ・総合運動公園は、施設規模が大きく、修繕や更新等に多額の費用を要することが想定されます。
- ・予防保全型による維持管理手法を導入するために、長寿命化計画を策定し、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化に努めています。
- ・令和7（2025）年度に開催される国民スポーツ大会のスポーツクライミング会場に内定されており、これに契機に公園の魅力を高める施設を整備します。

維持管理、更新等に関する取り組み方針

- ・総合運動公園は、引き続き、施設の長寿命化計画に基づき予防保全型の維持管理を図ります。
- ・建築基準法第12条に基づく施設として、専門家による3年に一度の法定点検（基礎、外壁、躯体、屋上・屋根、防火設備、避難施設等）を確実に実施します。
- ・点検、診断、修繕履歴等を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。
- ・利用者のニーズの変化に対応できるよう、施設の整備について検討します。
- ・将来の人口減少や財政状況を考慮したうえで、町が保有することの必要性を検討します。
- ・使用料については適正な価格となるよう随時見直しを行うとともに、施設の利用状況を把握し、収入と支出のバランスを考慮した経営的視点をもった運営を目指します。

竜王町公共施設等総合管理計画

発行：竜王町 令和 4 年 3 月改訂

企画・編集：竜王町 総務課

住所：〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

電話：0748-58-3700 FAX：0748-58-1388